

## ◆ ◆ 業務知識 総合1級・2級 ◆◆

(注)「業務知識」の問題は、原則として1級、2級は同一問題で出題しております。

従って、ここには1級の問題・設問を載せていますが、1級、2級とで設問に差異(難易度の調整)を設けているものについては、それぞれ該当の個所にコメントを付けておきました。

配点 第1問：25点、第2問：18点、第3問：10点、第4問：15点、  
第5問：15点、第6問：10点、第7問：7点、

## 第1問

次の1～2の各設問に対する答えを、それぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

- 1 次の記述は、旅行業法第1条(目的)及び、第2条第1項第1号の企画旅行の定義を記したものです。①～⑩に入る最も適当な語句を後記語群より一つ選び、その記号を記入しなさい。

(1) この法律は、旅行業等を営む者について(①)を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する(②)の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の(③)、旅行の(④)及び(⑤)の増進を図ることを目的とする。

(2) 旅行の目的地及び(⑥)、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービス(以下(⑦)という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の(⑧)のためにあらかじめ、又は旅行者からの(⑨)により作成するとともに、当該計画に定める(⑦)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる(⑦)の提供に係る契約を、(⑩)において(⑦)を提供する者との間で締結する行為。

(語群)

ア 安全    イ 団体                      ウ 登録制度                      エ 安全の確保                      オ 内容  
カ 利便    キ 旅行業協会                      ク 旅行者の利便                      ケ 依頼                              コ 日程  
サ 健全な運営    シ 公正の維持                      ス 国際交流                      セ 申し出                              ソ 旅行サービス  
タ 自己の計算    チ 募集                              ツ 認可制度                      テ 運送等サービス                      ト 旅行者の利便

- 2 次の①～⑨の記述のうち、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び、特別補償規程に照らして、正しく述べられているものには○、誤っているものには×を記入するとともに誤っている理由を具体的かつ簡潔に記入しなさい。

① 大学生であることを条件に募集した募集型企画旅行に参加していた旅行者が、旅行開

始後に高校生であることが判明した場合、旅行業者は当該旅行者に理由を説明して、その旅行者との契約を解除することができる。

- ② 大阪発着で、2日目に釜山（韓国）で1泊する九州旅行（6日間の企画旅行）に参加中の旅行者が、最終日の福岡空港で階段を降りる際に足を踏み外して大怪我をしました。この場合、この旅行者には国内旅行参加中の事故としての特別補償が適用される。
- ③ 旅行業者は、旅行業者の故意又は重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、国内旅行、海外旅行ともに手荷物1個について15万円を限度として賠償する。
- ④ 旅行者が急に都合が悪くなって旅行に参加できなくなったので代わりに友人を参加させたい旨申し出がありました。旅行業者はその申し出を承諾しましたが、その場合、旅行業者は前の旅行者がまだ支払っていなかった旅行代金の一部を新たな旅行者に請求することができる。
- ⑤ 航空機を利用する募集型企画旅行において、利用予定の区間が台風の影響により欠航となってしまうため、事情を説明の上日程を一部変更し、当該区間をJRを利用して移動することにしました。そのため旅行費用が一人当たり5000円ほど増加することとなったので、旅行代金は一人当たり3000円だけ増額することとし、参加旅行者に請求することにした。
- ⑥ Aさんは、2日間自由行動日が続くため、添乗員には特に連絡せずに、旅行先の知人宅に宿泊していましたが、知人宅が隣家の失火により類焼、その際大怪我をし、3日間入院してしまいました。この場合、特別補償規程による入院見舞金は支払われない。
- ⑦ 募集型企画旅行実施中、天災地変等旅行業者の関与し得ない事由によって旅行を中止した場合、旅行を中止した部分について、宿泊施設から取消料の請求を受けても、これを旅行者に請求することはできない。
- ⑧ 企画旅行参加中に購入したお土産物用の高級ハンドバッグ（購入価格15万円）を昼食をとったレストランに置き忘れてしまいました。レストランに問い合わせましたが、盗られてしまったらしく見つかりませんでした。この場合、特別補償規程に基づく損害補償金が支払われる。
- ⑨ 企画旅行参加中の旅行者の事故による身体の傷害について、保険金を支払うべき旅行傷害保険に加入している場合、旅行業者は、特別補償規程に基づいて支払うべき補償金等の額を減額することができる。

**出題の趣旨**

- 旅行業界に身を置く者として、旅行業法の目的、概要について正確に理解しているか。  
 ○契約社会化の進展と旅行参加者の権利意識の一層の顕在化に対応するために、標準旅行業約款、  
 その中でも添乗員にとって特に必要な事項について十分な理解力を身に付けているか。

**解 答**

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	ウ	イ	シ	エ	ク	コ	テ	チ	ケ	タ
2	①	×	参加旅行者の条件を満たしていないことが判明して、旅行契約を解除できるのは、旅行開始前であって、旅行開始後は上記理由での契約解除はできない。							
	②	×	行程中に韓国 1 泊が含まれているので、旅行全体が海外旅行という扱いになり、国内旅行ではなく、海外旅行参加中の事故としての特別補償が適用される。							
	③	×	重大な過失の場合には損害賠償が適用され賠償の限度額は定められていない。そうでない場合も 15 万円は手荷物 1 個ではなく旅行者 1 名に対してである。							
	④	○								
	⑤	○								
	⑥	○								
	⑦	×	運送・宿泊機関等への取消料等は、旅行者の負担とすることができるので旅行者に請求することができる。							
	⑧	×	置き忘れが原因の盗難は特別補償の対象外なので、損害補償金は支払われない。							
	⑨	×	手荷物に対する損害補償金の場合には、減額されるが、身体の損害に対する補償金等が減額されることはない。							

**解 説**

- この問題は国内、総合（各 1、2 級）共通問題として出題しています。  
 ○旅行業に携わる者として、添乗員が知っておかなくてはならないものから出題しています。  
 1 については、その中から旅行業法が制定された目的、企画旅行の定義について出題したものです。特に旅行業法の目的については、消費者保護を徹底することを主眼としていますので、添乗員にとってもぜひ知っておいてほしい事項です。  
 ○⑤、⑦、⑧、⑩では不正解者がかなり目立ちました。  
 ○ちなみに、全問正解者は、国内 1 級で 1 名のみ。  
 5 割以上の得点を得た受験者は、国内 1 級で 14 名（約 6 割弱）、国内 2 級で 31 名（約 3 割強）、総合 1 級で 15 名（約 5 割）、総合 2 級で 22 名（約 3 割強）。

1点以下の方は、国内・総合を合わせた全体の1割強で30数名（内0点が5名）という結果でした。

2については、募集型企画旅行契約における標準旅行業約款の中で、添乗員として知っておいで頂きたい重要な事項についての理解度を問う問題でしたが、誤りを正す記述解答のせい、1、2級ともに正答率はかなり低くなっていました。特に、⑦、⑧、⑨について誤っている理由がきちん正しく記述されていない解答が目立ちました。また、④、⑤を誤っていると解答した方もかなり多かったようです。なお、誤っている理由を6問ともすべて正しく記述されている方は総合2級の2名のみでした。相変わらず、約款についての正しい理解力を身に付けていない受験者が今年度も多いようでした。豊富な添乗経験を持っている受験者（添乗員）であっても、約款の知識には大きな不安があることを今回も露呈しているものと感じられました。

○この問題の全問正解者は国内1級、2級、総合1級で各1名の計3名のみでした。

7割以上の得点を得た方は、国内1級で5名、国内2級で12名、総合1級で9名、総合2級で20名で計46名（全体の2割）。逆に、3割以下の得点しか得られなかった方は国内で23名、総合で19名で計42名（全体の約2割弱）という結果でした。

○お客様との間でトラブルが起きたりすると、お客様と添乗員（旅行会社）のどちらの主張が認められるかを考えなくてはなりません。

トラブルで自分の主張が認められるようにするには、認められるための根拠がその主張になくなくてはなりません。そしてそのためには、あらかじめ具体的にルール（業法・約款等）がどうなっているのかを知り、ルールに従った言動を行うことが必要となります。

○それぞれ、以下の解説を参考にして頂きたいと思います。

1について

出題されている記述内容に関する条文（第1条、第2条）は、下記のとおりです。

#### 《参考1》旅行業法第1条（目的）

この法律は旅行業等を営む者について**登録制度**を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する**団体**の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の**公正の維持**、旅行の**安全の確保**及び**旅行者の利便**の増進を図ることを目的とする。

ということで、旅行業法は消費者保護を最大の主眼としており、そのために、

- ①取引の公正の維持
- ②旅行の安全の確保
- ③旅行者の利便の増進

という3つの目的を達成すべく、登録制度を実施し、旅行業者等の業務の適正な運営を確保するとともに、団体の適正な活動を促進することとしていることが理解できると思います。

#### 《参考2》旅行業法第2条（定義）第1項（1）

旅行の目的地及び**日程**、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「**運送等サービス**」という）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の**募集**のためにあらかじめ、又は旅行者から

の**依頼**により作成するとともに、当該計画に定める**運送等サービス**を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる**運送等サービス**の提供に係る契約を、**自己の計算**において**運送等サービス**を提供する者との間で締結する行為。

## 2について

### ①述べられた内容は誤っています。

旅行業者が、旅行開始後にも途中で企画旅行契約を解除できる場合を標準旅行業約款 18条で次のように明記していますので、本事例のケースは、旅行開始後には契約を解除できないということになりますので、述べられた内容は誤っているということになります。

#### 《参考3》標準旅行業約款第18条（当社の解除権-旅行開始後の解除）第1項

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- (1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (3) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

### ②述べられた内容は誤っています。

旅行行程の大部分が国内旅行であっても、その行程中に本邦内以外の海外がたとえ1日のみであっても含まれている場合には、下記《参考4》に明記されている理由により、その旅行全体が海外旅行という扱いになります。ということで、本事例のケースは海外旅行の扱いとなりますので、国内旅行参加中の事故としてではなく、海外旅行参加中の事故としての特別補償が受けられるということになりますので、述べられた内容は誤っているということになります。

#### 《参考4》標準旅行業約款第2条（用語の定義）第2項

この約款で「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、**国内旅行以外の旅行**をいいます。

### ③述べられた内容は誤っています。

旅行業者に重大な過失があつて旅行者の手荷物に損害を与えた場合には、特別補償ではなく、損害賠償が適用されることになり賠償額に対する限度額は定められていない。そうでない場合の限度額も手荷物1個当たりではなく、旅行者1名につき15万円が限度となっています。

#### 《参考5》標準旅行業約款第27条（当社の責任）第1項、第3項

第1項 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者が**故意又は過失**により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。

第3項 当社は、手荷物について生じた・・・(一部略)・・・、**旅行者1名につき15万円**を限度として賠償します。

④述べられた内容は正しいものです。

参加予定の旅行者が何らかの理由で参加できなくなったときに、知り合いなど代替りの参加者がいれば、一般論としては、旅行者本人にも旅行業者にとっても助かるわけです。ただ、契約上の地位の譲渡は、企画旅行契約に基づく個々の権利の譲渡ではなく、それまでの企画旅行契約に基づく権利及び義務の一切が新たな参加者に移転しますので、旅行代金の未払い分があったときには、地位を譲り受けた新たな参加者が負担しなくてはなりません。従って、述べられた内容は正しいということになります。

《参考6》標準旅行業約款第15条（旅行者の交替）第3項

第3項 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

⑤述べられた内容は正しいものです。

下記《参考7》に記載されているとおり、費用増加の範囲内で旅行代金を増額できるので、旅行代金の増額分が費用増加額を下回ってもかまわないということになり、述べられた内容は正しいということになります。

《参考7》標準旅行業約款第14条（旅行代金の額の変更）第4項

当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（省略）の減少又は増加が生じる場合（省略）には、当該契約内容の変更の際に**その範囲内において**旅行代金の額を変更することがあります。

標準旅行業約款第14条の第4項は、旅行開始後にも、すなわち、添乗員にも関わりのある事項です。「**前条の規定による費用の増加**」とは、たとえば、最終日の帰着便が悪天候などで欠航となり、帰着日が1日延びたため1泊分の宿泊費が増加したような場合、旅行者の負担（つまり、旅行代金の変更）とすることをいいます。

⑥述べられた内容は正しいものです。

自由行動日といえども本来宿泊する予定のホテルに宿泊しない場合は、行程からの離脱となるため、あらかじめ添乗員に届け出ていなければ（離団書を提出していないということ）企画旅行参加中とはならないので、本事例の場合は入院見舞金は支払われないということになります。従って、本事例で述べられた内容は正しいということになります。

《参考8》特別補償規程第2条第2項の要点

・旅行者が、添乗員等に、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ届け出て、行程から離

脱するときは、一時離団中も企画旅行参加中とみなす。届け出ていないときは企画旅行参加中とはなりません。

- ・離団した後、復帰しないときは、離団後は企画旅行参加中とはなりません。
- ・旅行者が復帰の予定なく離脱したときは企画旅行参加中とはなりません。

⑦述べられた内容は誤っています。

運送・宿泊機関等への取消料等は、旅行者の負担となりますので旅行者に請求することができます。ということで、本事例で述べられた内容は誤っているということになります。

《参考9》標準旅行業約款第18条（当社の解除権 - 旅行開始後の解除）第3項

前項の場合において、当社は、旅行代金の内旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

⑧述べられた内容は誤っています。

置き忘れが原因の盗難は、特別補償でいう携帯品損害補償の対象外であり損害補償金は支払われないということになります。

《参考10》特別補償規程第17条（損害補償金を支払わない場合 - その1）（11）

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- (1) - (10) は省略します。 (11) 補償対象品の**置き忘れ**又は紛失

⑨述べられた内容は誤っています。

特別補償規程において、このような規定があるのは、手荷物に対する損害補償金の場合のみで、身体の損害に対する補償金等が減額されることはありません。ということで、本事例で述べられた内容は誤っているということになります。

《参考11》特別補償規程第22条（保険契約がある場合）

第16条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

この16条でいう損害というのは、旅行者の所有する身の回り品に限定されています。たとえば、損害額が25万円で、保険契約が20万円である場合は、旅行業者は差額の5万円だけ損害補償金を支払います。この場合、保険契約が25万円以上ある場合は旅行業者は損害補償金を支払わないということになります。

「物の損害は」は、生命と異なり、金銭をもって損害を穴埋めする（損害のなかった状態に戻す）ことができます。従って、損害に対する担保が複数あった場合でも、一つの損害に対して重複して補償金を受け取ることはできません。保険契約の有無を報告する義務を規定している（第20条第1項第2号）のはこの理由によるものです。

## 第2問

次の1～4の各設問に対する答えを、それぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

1 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）における旅程保証についての次①～⑧の記述のうち、正しく記載されているものをすべて選びその番号を記入しなさい。（なお、いずれの場合も特にコメントがない場合は、旅行者、添乗員等に過失はないものとします。

- ① バス運転手が地理不案内のため道に迷い、予定の観光日程を消化できず、「入場する観光施設」への観光ができなくなりました。この場合、旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。
- ② 契約書面に記載した宿泊機関の名称が変更になる旨を旅行開始前に通知したため、旅行者が企画旅行契約を解除した場合であっても、旅行者は当該旅行者に所定の変更補償金を支払わなくてはならない。
- ③ 変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行者の過失による責任が明らかになった場合は、旅行者は支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払うことになる。
- ④ 旅行先での移動で利用する列車が大幅に遅延したため、当日の予定の一部を翌日に持ち越したため、翌日に観光する予定であった美術館に入場する時間がなくなりました。  
この場合、旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。
- ⑤ 契約書面に記載したバス車窓からの見学個所が、バスの運行コースを変更したため車窓見学ができなくなった場合には、変更補償金の支払い対象となる。
- ⑥ 北海道を目的地とする九州発の企画旅行において契約書面に記載した航空便が往復とも直行便から羽田経由の乗継便に変更となりました。この場合、直行便から乗継便への変更となっているが、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはならない。
- ⑦ 宿泊予定地で大規模な洪水が発生したことによる旅行者の生命の安全確保のためにとった契約書面に記載のないホテルへの変更であっても、ホテル名の変更は旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要となる。
- ⑧ 契約書面に記載されたAホテルが、繁忙期であったため旅行者によるAホテルの確保ができず同等クラスではあるがBホテルに変更となりました。この場合、ホテル名の変更は旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要である。



- ⑨ 契約書面には利用列車の等級が「グリーン車」と記載されていましたが、当該列車が車両故障により運休となったため、後続列車の普通車へと変更になりました。この場合、利用列車はグリーン車から普通車へと変更になっているが、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはならない。
- ⑩ お客様への集合時間変更の通知漏れで、一組のご夫婦が予定便に乗り遅れたため、3時間後に出発する同一航空会社の便でご夫婦は出発することになりました。この場合、搭乗予定の航空便が変更となったので、当該ご夫婦には旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。

**2. 次の(1)～(5)の記述のうち、それぞれの指示に基づいて最も適当なものを一つ選び、その番号又は、記号を記入しなさい。**

- (1) 次の疾病の中で現在、検疫感染症に指定されていないものはどれですか。
- ① マラリア      ③ 痘そう（天然痘）      ③ ペスト      ④ デング熱  
⑤ エイズ      ⑥ エボラ出血熱
- (2) 海外旅行に必要なパスポートは何歳から必要になりますか。
- ① 0歳      ② 満1歳      ③ 満2歳      ④ 満3歳
- (3) 査証に関する次の文のうち、誤った記述内容のものはどれですか。
- ① 査証とは渡航先国の在日大使館・領事館の領事により、渡航者に入国資格があることを証明するものであり、「入国許可証」ではない。  
② 査証には「入国査証」と「通過査証」がある。  
③ 査証には「数次用査証」と「1回用査証」がある。  
④ 査証の有効期間とは、入国後に滞在してもよい日数をいう。
- (4) 家族旅行の際、部屋が2部屋必要な場合にどうしても隣り合わせで室内の内扉を通じてお互いに行き来できる部屋が欲しいときは、ホテルに対しその旨申し込めば予約状況によっては希望する( ) room を用意してくれることがある。
- ① adjoining      ② connecting      ③ suite      ④ studio
- (5) 次の各文の記述内容について正しく述べられているものはどれですか。
- ① 簡易税率とは関税と内国消費税を合わせた税率をいい、旅行者が日本に持ち込む品物について通関手続きを簡素化するために設けられたものをいう。  
② パスポートはその有効期間が満了したときに失効するが、渡航先でパスポートの満了日をむかえた場合には、そのパスポートの名義人が日本に帰国するまでその効力を有する。  
③ 課税価格とは、旅行者が海外において物品を購入したとき、実際に支払った額のこと、簡易税率が適用される物品については、この額に税率を乗じ課税される。

- ④ シェンゲン協定とは、すべての EU 加盟国相互間でのみ実施されており、出入国手続きの簡素化を目的として締結されている協定である。

**3 次の(1)～(5)の記述は日本人旅行者の日本出入国時等の手続きに関するものです。それぞれの指示に基づいて該当するものの番号を記入しなさい。**

- (1) 外貨や持出し通貨に関する説明で誤っているものはどれですか。
- ① 日本人の外貨および日本円の持出しに制限はない。
  - ② 100万円相当額を超える現金などを持ち出す場合は税関への届出が必要であるが、全額旅行小切手であれば届出の必要はない。
  - ③ 1kgを超える金地金の持出しも税関への届出が必要であるが、純度90%未満のものは届出の必要はない。
  - ④ 現在外貨は銀行だけではなく旅行会社でも購入することができる。
- (2) 日本への入国時、航空会社に預けた手荷物が届かなかった場合に提出する書類についての記述で、正しいものはどれですか。
- ① 「携帯品・別送品申告書」を2通作成するだけでよい。
  - ② 「PIR」を1通作成し、さらに「携帯品・別送品申告書」を1通作成する。
  - ③ 「PIR」を1通作成し、さらに「携帯品・別送品申告書」を2通作成する。
  - ④ 「PIR」を2通作成し、さらに「携帯品・別送品申告書」を2通作成する。
- (3) 日本人旅行者が帰国時に携帯又は別送して輸入する物品の通関手続きに関する記述のうち誤っているものはどれですか。
- ① ハム・ソーセージなどの指定検疫物は、輸出国政府機関の検査証明書を取得しておく必要がある。
  - ② 6歳未満の者の携帯品については、おもちゃなど本人の個人的使用に供されるもので、税関において適当と認められるものに限り免税となる。
  - ③ 入国（帰国）後は、別送品の申告をすることができないので、別送品がある場合は入国時の手続きの際に忘れずに申告しなくてはならない。
  - ④ 別送品がある場合の通関手続きで、申告後、確認を受けた「携帯品・別送品申告書」を紛失した場合は、税関に届け出れば、有料であるが再発行してもらえる。
- (4) 日本人の旅行者（成人）1名が日本帰国時に無税で持ち込むことができるものは次のうちどれですか。
- ① 1本760mlの酒類3本、1万円の香水2オンス、25万円のハンドバック1個
  - ② 1本760mlの酒類3本、日本製紙巻きたばこ300本、5千円のスカーフ2枚
  - ③ 外国製紙巻きたばこ200本、5千円の香水2オンス、20万円の腕時計1個
  - ④ 外国製紙巻きたばこ200本、日本製紙巻きたばこ200本、5千円香水3オンス
- (5) 日本人旅行者の日帰国時における通関手続きに関する記述のうち正しく述べられているものはどれですか。

- ① 18歳の未成年者が紙巻きたばこ200本を携帯して入国する場合、家族への贈与品と認められる場合には、税金を支払うことにより持ち込むことができる。
- ② 海外市価1本(760ml)10万円の高級ワイン3本持ち込む場合、20万円の範囲を超える1本分の10万円について課税される。
- ③ 25万円で購入したハンドバッグ1個のみ持ち込む場合、免税枠20万円を超える5万円について課税される。
- ④ 海外旅行中に購入した品物で、既に使用中のものは免税扱いとなる。

#### 4 時差に関する次の(1)～(4)の設問に答えなさい。

(1) 時差に関する次の記述について、正しく述べられているものはどれですか。

- ① GMTと各国の時差は必ずしも1時間単位とは限らない。
- ② 国際日付変更線は北極と南極を結ぶ大西洋上に定められている。
- ③ 日本からハワイへ向かう場合、国際日付変更線を通過したとき、24時間進ませる。
- ④ 広大な国土をもつ中国には、大陸と香港との間に1時間の時差があるのみである。

(2) 東京が10月1日の正午のとき、次の各都市の現地時間は何月何日の何時何分ですか。

- ① ホノルル (GMT-10)
- ② シドニー (GMT+10)
- ③ ローマ (GMT+1)

(3) 9月1日パリ (GMT+1)の空港を19時40分に出発する航空機が成田空港に翌日の14時15分に到着するとき、この航空機のパリ～成田間の実飛行時間を求めなさい。

(注1) 上記第2問の1の出題について、2級は正しく述べられているものを3つ選びその番号を答える問題としています。

(注2) 上記第2問の3の出題について、2級は「最も適当なものを一つ選びその番号を…」と、選択数を指定して出題しています。

(注3) 上記第2問の4の出題について、2級は設問文に「夏時間を実施している地区に注意のこと」という文言が記述されています。

#### 出題の趣旨

〇旅行業界からも強く要求されている添乗員にとって必要不可欠と思われる下記の事項についての理解度はどうか。

1. 標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)における旅程保証、特別補償について。
2. 日本人旅行者の検疫感染症、旅券、査証、ホテル用語等について。
3. 日本人旅行者の日本出入国時における各種手続きについて

## 4. 時差（2都市間の時差計算、航空機の実飛行時間の算出）について

## 解 答

1	3、6、9	2	1	2	3	4	5	3	1	2	3	4	5
			⑤	①	④	②	①		②	③	④	③	①
4	(1)	(2) - ①		(2) - ②			(2) - ③			(3)			
	①	9月30日 17時00分		10月1日 13時00分			10月1日 05時00分			11時間35分			

## 解 説

1について

○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。

○募集型企画旅行における標準旅行業約款のうち、添乗員が特に理解しておかなくてはならない旅程保証についての理解度を問う問題でしたが、正しい理解力を身に付けている方は残念ながら今回も少なかったように思われます。

○約款の旅程保証という言葉は知っていても、約款の趣旨及び実際の添乗現場での具体的な適用例については、解答を見る限り十分な理解力を有している受験者は今回も少なかったように感じられました。

○旅程保証と債務不履行（変更補償金と損害賠償金）の明確な区別（どういふときが旅程保証になり、どういふときが債務不履行になるのかの区別）もしっかり理解しておいてほしいと思います。お客様の権利意識がますます高まっている昨今での業務遂行に、誤った話し方をしているのではと不安を感じざるを得ません。

すなわち、日程表に記載されている事項と異なった場合はすべて旅程保証が適用されると思いでいる添乗員が1級、2級問わず非常に多かったように思われます。今一度、旅程保証で変更補償金を支払う場合と債務不履行で損害賠償金を支払う場合の違い、旅程保証における免責事項についての学習をしっかりしてほしいと思います。

○旅程保証の本来的な意味を正確に理解してほしいと思います。後記補足欄に「旅程保証及び、債務不履行に関する基本的な事項」を記しておきましたので今一度目を通して頂ければと思います。

○この問題で③⑥⑨の3つを選択した人（正解者）は、国内2級で3名、総合2級で5名の計8名のみでした。正解の3つを選択していても誤っているものも選択している場合には、減点していますので、③⑥⑨の3つのみを選択しているものが満点となります。

○⑤⑥を選択した人が非常に目立ちました。なお、この問題で得点を得られなかった方は、国内1級で15名、国内2級で90名、総合1級で21名、総合2級で78名という結果でした。

○それぞれ以下の解説（正誤の理由を含めて）を参考にして頂きたいと思います。

①述べられた内容は間違っています。（標準旅行業約款第29条第1項（1）－へ）

本事例の「予定の観光日程を消化できず、入場する観光施設への訪問ができなくなった」事由は、バス乗務員の地理不案内による大幅な遅れが原因で、これは、旅程保証における免責事項の一つである「当初の運行計画によらない運送サービスの提供」に該当しています。

従って、変更補償金の支払いは要しないということになります。ということで、本事例の記載内容は間違っているということになります。但し、お客様からクレームを受けることは必

至でしょう。

②述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(2))

標準旅行業約款第16条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときはその当該解除された部分に係る変更については変更補償金を支払わないことになっていますので、本事例の記載内容は間違っているということになります。

③述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第3項)

変更補償金を支払った後に標準旅行業約款第27条第1項に基づく責任が発生し損害賠償金を支払う場合は、損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払うこととなります。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。

(支払い済みの変更補償金をわざわざ取り戻して、あらためて損害賠償金を支払うことはしません)

④述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(1)一へ及び、標準旅行業約款第27条第1項)

約款に記載されている「当初の運行計画によらない運送サービスの提供」(遅延、運休等)という免責事由はどこまで及ぶのかということを理解しておく必要があります。

これが原因となって発生した「当初から予定されていた目的地」に到着した日までに利用することになっていた運送機関、宿泊機関等(ホテル、旅館、劇場、美術館、遊園地等)のカットあるいは名称変更に関しては国土交通省の通達により免責となり補償を要しないことになっています。

従って、その日の観光予定を翌日に持ち越すことは構いませんが、その結果、当初予定されていた翌日に観光予定であった博物館への入場ができなくなったことについては免責扱いとはならず、旅程保証の対象となるように思われますが、むしろ、翌日に持ち越した結果、翌日に観光予定であった博物館への入場ができなくなったことについては**添乗員の故意・過失**とみなされ、債務不履行による損害賠償へと発展する可能性が高いと思われます。

⑤述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項関係(2)別表第2-2号)

旅程保証の対象となり、変更補償金の支払いは必要となるのは、あくまで入場する観光地又は観光施設であって、契約書面に記載があるからといっても車窓からの見学箇所が見られなかったことに対しては旅程保証の対象外ということになります。従って、変更補償金の支払いは不要ということになります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑥述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第1項関係 別表第2-6号)

国内旅行において、航空便の経由地の変更は旅程保証の対象外となっているため、変更補償金の支払いの必要は生じません。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。

但し、契約書面に記載した航空便の本邦内の旅行開始地たる出発空港又は旅行終了地たる帰着空港が別の空港となる便への変更の場合は旅程保証の対象となり、変更補償金の支払いが必要となります(同別表第2-5号)。

⑦述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(1)ート)

旅程保証の対象となり変更補償金の支払い対象となりうる変更が生じた場合でも、その原因が旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置である場合には免責となり、変更補償金の支払いは要しないこととなります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑧述べられた内容は間違っています。(旅行業法第12条の10、旅行業法施行規則第32条(1)及び、標準旅行業約款第27条第1項)

「繁忙期であったため旅行者によるAホテルの確保ができず・・・」ということは、旅行者の手配ミス、すなわち、手配完成義務違反であり、Bホテルへの変更は旅程保証の対象ではなく、旅行者の債務不履行による損害賠償金の支払いが必要となります。ということで、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑨述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第1項(1)ーホ及び、第14条第3項)。

運送機関である利用列車のサービス提供の中止(運休)で、グリーン車から後続列車の普通車に変更になった場合は、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはなりません。またその際、適用運賃、料金が減額される場合にはその減少額だけ旅行代金を減額することになります。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。

⑩述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(2))

お客様への案内ミスは旅行会社の過失、すなわち、損害賠償金支払いの対象となります。旅行者又は手配代行者の故意・過失(不注意)により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償すると標準旅行業約款第27条第1項に明記されていますので、本事例は旅程保証に基づく変更補償金の支払いではなく、損害賠償金を支払わなくてはならないということになります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

## 補 足

①企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応方を考える場合には、「**旅程保証**」と「**債務不履行**」の違いを正しく理解していることが必要となりますので、ここで両者について少々詳しく記しておきます。

### 1. 「旅程保証」での変更補償金

(1) 旅程保証とは、旅行日程、旅行サービス等の変更を余儀なくされた場合で、

- ①旅行者に明らかに故意又は過失がない。
- ②契約書面(募集パンフレット等)に記載された契約内容と確定書面(最終日程表等)に記載された契約内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた。
- ③当該変更が重要なものである。(詳細は、下記《参考2》に記載)
- ④その原因が一定の免責事由に該当しない。

上記①②③④の場合に、すべての企画旅行に対して適用されます。

- (2) 旅程保証とは、具体的には「変更補償金」を支払うことです。
- (3) 企画旅行業者に故意・過失があった場合に負う「損害賠償責任」とはまったく別のもので、企画旅行業者が営業政策上支払う「見舞金」「解決金」とも性格を異にするものです。
- (4) 「重要な変更」は、「契約書面」と「確定書面」、「確定書面」と「実際に提供されたサービス」の差から生じるため、添乗員は「契約書面」あるいは契約書面として使われる「募集パンフレット」や「最終案内書・旅のしおり」等への記載内容には常に気を配り旅程管理に注意を払う必要があります。

(例) 「契約書面」→「確定書面」→「実際に提供された宿泊機関のサービス」の流れの検証  
 (\*変更の原因は、旅行業者に故意・過失はなく、いずれも宿泊機関の過剰予約とします)

契約書面の記載内容	確定書面で特定したホテル	実際に利用したホテル	旅程保証の要・不要	変更件数
A ホテル、 又は B ホテル	A ホテル	A ホテル	不要	0 件
		<u>B ホテル</u>	要	1 件
		<u>D ホテル</u>	要	1 件
	<u>C ホテル</u>	C ホテル	要	1 件
		<u>A ホテル</u>	要	2 件
		<u>B ホテル</u>	要	2 件
		<u>D ホテル</u>	要	2 件

(注) ランクアップされたホテルへの変更については下記《参考2》を参照のこと。

- (5) 天災地変等不可抗力(約款 29 条第 1 項 (1) イ～ト)の事由により、お客様に明らかに「重要な変更」が発生した場合には、旅程保証の対象にはなりません。  
 但し、いわゆるオーバーブッキング、オーバーフローによる座席、部屋等の不足は、企画旅行業者に故意・過失のある場合(この場合は損害賠償責任の対象となることは前に述べたとおりです)を除いて、原因の如何を問わず旅程保証の対象となります。

#### 《参考1》標準旅行業約款第 29 条第 1 項 (旅程保証)

当社は、別表第 2 左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。

但し、当該変更について当社に第 27 条第 1 項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(1) 次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動

- ニ 官公署の命令
  - ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ト 参加旅行者の生命又は身体的安全確保のため必要な措置
- (2) 以下省略



## 《参考2》標準旅行業約款第29条第1項関係（別表第2 変更補償金）

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（含むレストラン）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（かっこ書き部分省略）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (注)	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更	2.5	5.0
<p>(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>(注4) 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>(注2)、(注3)、(注5)、(注6)は省略します。</p>		

**(注) (重要) ランクアップされた宿泊機関への変更についての取り扱いについて**

平成27年10月1日より、企画旅行契約における旅程保証制度の取り扱いにおいて、**個別認可申請**により**宿泊機関の名称の変更**に関して変更補償金の支払い事由に変更がなされていますので、要点を記しておきます。

一定の条件の下に、「グレードアップされた宿泊機関への変更については変更補償金の支払い対象とはしない。」とすることができる旅行業約款が、観光庁長官の個別の認可を受けることにより可能となりました。

宿泊機関の等級は、それぞれ旅行者が独自に定めた基準によります。旅行者は、自社で宿泊機関の等級別のリストを定めて、これを取引条件説明書面に記載するなどしなければなりません。

\*なお、旅程保証の対象外であっても、お客様との間に契約違反等が発生している場合は、クレームの対象となり、前に述べたように債務不履行として損害賠償金支払いに発展することは必ずあります。これは旅程保証の問題とは別のことということになります。

旅程保証に関してはまだまだ添乗員の皆さんの中には理解が不十分な方、誤解をしている方も多いようですので、変更補償金の支払いが必要な場合を次のような表にしてみましたので参照して頂ければと思います。

別表第2に記載の変更が生じた原因・状況		考え方	対応方法
<b>旅行者に原因がある場合</b> (遅刻、旅行者の意思でサービス提供を受けない等)		旅行者の責任	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない
<b>旅行業者に原因がある場合</b> (手配不能、手配ミス、旅行業者のブロックした座席、事前仕入れの部屋のコントロールミス等)		契約不履行	<b>損害賠償金の支払い</b>
<b>旅行者、旅行業者どちらの原因でもない場合</b>	天災地変、官公署の命令、サービス提供機関側の原因等、旅行業者が関与し得ない事由が原因で、 <b>オーバーフロー状況が発生していないとき</b>	免責	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない
	旅行業者が関与し得ない事由が原因だが、 <b>オーバーフロー状況が発生しているとき</b> (サービス提供機関のオーバーブック、機材変更、ホテルの一部休館等)	<b>旅程保証</b>	<b>変更補償金の支払い</b>

## 2. 「債務不履行」での損害賠償金

契約に基づく義務を果たすことを「債務を履行する」といい、契約にある債務を旅行会社の故意・過失によって義務をきちんと果たさないことを「債務不履行」といいます。債務不履行の場合には、相手方に損害賠償金を支払わなければならないこととなります。

- \* **故意**：自分の行為が損害を与えるであろうことを認識していることをいいます。
  - \* **過失**：注意を怠ること、自分の行為が損害を与えるであろうことに気づくべきであるのに、必要な知識を欠いていたり、不注意のため気づかないことをいいます。
- なお、注意を著しく怠った場合を「重大な過失」(重過失)といいます。

### 3. 「不法行為責任」「債務不履行責任」「旅程保証責任」について

企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応の方法を考える際には、この3つの違いを理解していることが必要となります。

下記に簡単に整理して表にしておきましたので参考にしてください。

#### \* 不法行為責任、債務不履行責任、旅程保証責任の主な特徴

	不法行為責任	債務不履行責任	旅程保証責任
責 任	損害賠償金支払い	損害賠償金支払い	変更補償金支払い
お客様との 契約関係	な し	あ り	あ り
故意・過失	あ り	あ り	な し
法 律	民 法	民 法	旅行業法・旅行業約款
備 考	故意・過失により他の人に損害を与えた場合に生じる責任。 (例) 添乗員が水と間違えてペットボトルの洗剤を飲ませたため、お客様ののどが炎症を起し入院したような場合(実例です) など。	契約にある債務を旅行業者の故意・過失により履行しなかった場合に生じる責任。 (例) 日程表に記載された下車観光を添乗員が勘違いして車窓観光にしたような場合など。	過剰予約などで契約書面、最終日程表など確定書面に記載された利用運送機関、宿泊機関などの旅行サービス提供機関等に変更が生じた場合に補償金を支払う制度。

(注) 大まかな違いを理解するための区分けです。詳細は、法令、約款等で確認してください。

#### 2について

○(1)～(5)についてはいずれも、海外旅行に同行する添乗員にとって知っておくべき、理解しておかなくてはならない基本的な知識を問う正誤問題です。

○この問題で満点を得た方は、1級で3名、2級で12名でした。

誤答としては、(1)で①、(3)で④、(5)で④を選択した方が目立ちました。

#### (1)について

検疫感染症に関する出題です。

⑤の「エイズ」のみが、出題されている中では現在、検疫感染症に指定されていないものになっています。他は全て検疫感染症に指定されているものです。

1998年の検疫法の改正により、従来の「伝染病」及び「検疫伝染病」が、それぞれ「感染症」及び「検疫感染症」に名称が改められました。また、2003年に検疫の対象となる感染症に、SARS、痘そう(天然痘)、デング熱、及びマラリアが加わりましたが、現在(2018年)、検疫感染症に指定されている感染症は下記のとおりとなっています。

### 検疫感染症

- ・ 検疫法第2条1号に規定する感染症1類  
ペスト、痘そう（天然痘）、エボラ出血熱
- ・ 検疫法第2条2号：感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 検疫法第2条3号に基づき政令で指定する感染症  
マラリア、デング熱、チクングニア熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）。  
コレラ、黄熱病、SARS は、2007年6月に検疫感染症から除かれ、現在、検疫感染症には指定されていないようです。

なお、各地にはいろいろな感染症（伝染病）が流行していますが、各国とも自国に感染症が侵入することを防止するため、空港、港湾、国境に検疫所を設置し、世界保健機構（WHO）が定めた国際保健規則にしたがって、各々の国内法に基づき検疫を実施しています。したがって、旅行者は渡航先によっては定められた感染症の予防接種を済ませ、予防接種証明書を携帯し、検疫官に提示する必要があります。

（厚生省ホームページ、及び、2018年12月成田空港検疫所にて確認）

### （2）について

パスポート（旅券）に関する出題です。

#### ①の「0歳」が正解です。

数年前までは乳幼児の場合、親のパスポートに併記することが認められていましたが、現在は0歳の赤ちゃんでも一人1冊のパスポートが必要です。パスポートには有効期間が5年間と10年間の2種類があり、選ぶことができます。しかし、20歳未満は容姿の変化が著しいので、取得できるのは有効期間5年間のもののみと決められています。パスポートにある本人署名欄は、字が書けない子の署名は、親が代行することになっていますので、赤ちゃん用のパスポートには親が代わりにサインすることになります。

### （3）について

査証に関する出題です。

#### ④の記述内容は誤っています。（有効期間は入国後の滞在可能日数ではありません）

査証の有効期間とは、現地での滞在可能日数ではなく、査証発給日から数えて最低〇〇日以内にその国に入国しなければ査証が無効になるという意味です。

査証とは、渡航先国の在日大使館又は領事館の領事が、渡航者に入国資格があることを証明し、本国に推薦するものです。言い換えれば、査証そのものが入国許可証というわけではなく、最終的な入国許可は、入国時に入国審査官によって決定されるものです。したがって、必要な査証とは、入国時の目的に応じた査証のことであり、申請時と入国時で目的が異なる場合は認められず、入国は不可能ということになります。

### （4）について

ホテルの客室のタイプに関する出題です。

#### ②の「connecting (room)」が正解です。

- ① adjoining (room)：隣接する部屋をいいますが、部屋の内側にドアがないため、隣接する客室同士での行き来はできません。

- ③ suite (room) : 寝室、居間、応接室などが続きになっているデラックスな客室。  
スイートにも、ジュニアスイート、デラックススイートなど各種あります。
- ④ studio (room) : シングルベッドと昼間はソファだが、夜はベッドとして使用できる二人用の客室。

## (5) について

簡易税率、旅券の有効期間、課税価格、シェンゲン協定等、用語の意味に関する出題です。

## ①が正解です。

免税枠を超える品物を持ち込む場合には税金が課せられますが、旅具通関における課税については一部の物品を除いて、関税と消費税などの内国消費税（地方消費税を含む）を合わせた税率である簡易税率が適用されます。

簡易税率は、定額のものと同率のものがあります。なお、課税する際は、実際に買った価格すなわち海外市価ではなく、通常の卸取引の場合における輸入価格である課税価格（通常は海外市価の6割程度）に対して税金を課すこととされています。

\*旅具通関：旅行者が個人的に使用する身の回り品、土産および業務上必要な職業用具については、一般商業貿易貨物の輸入関税手続とは異なり、簡易な通関手続を行うことになっています。この手続を旅具通関といえます。

②：本邦外にあっても、パスポートの有効期間が満了すれば、当該パスポートは失効します。

③：上記で説明した通りです。

④：シェンゲン協定：EU 統合で国境規制廃止にともない調印された協定で、協定に加盟している国々を一つの地域（国内と同様）として取り扱う協定。すなわち、シェンゲン協定加盟国相互間の移動は、国内線とほぼ同じでパスポートコントロールがないということになります。

協定加盟国：EU 加盟国のうちイギリス、アイルランド等を除く 22 の国々と EU には加盟していないノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインの 4 カ国の計 26 の国々が協定に加盟しています（2018 年現在）。

## 《参考3》EU、シェンゲン協定について（より詳しく）

◎EUとは、

- ・経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体（EC）を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、欧州連合条約に従い、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体。
- ・加盟国は、ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イギリス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアの 28 カ国（2018 年 11 月 30 日現在）。
- ・現在、EU 加盟希望を表明しているのはトルコ、ウクライナなど。

- ・なお、イギリスは、国民投票により EU から離脱することになりましたが、正式な離脱完了は、この解説書作成時点ではまだ決定していませんので、ここでは加盟国として扱っておきます。

◎シェンゲン協定とは、

- ・シェンゲン域内における国境の通行自由化（査証廃止）を目的とし、域内共通の滞在規定を定めたのが「シェンゲン協定」であり、加盟国内の査証免除滞在は日本人の場合、原則として過去 180 日以内の日数の合計が最大で 90 日間となっています。
- ・シェンゲン協定加盟国内では、最初の到着地で入国審査があり、最後の出国地で出国審査が行われます。域内の 2 国間移動では入出国スタンプを押されることは原則的にはありません。但し、シェンゲン協定に加盟していてもまだ実施していない国もあるようです。
- ・上記の査証と入出国に関するルールはシェンゲン協定実施国に限られていますので注意が必要です。
- ・シェンゲン協定加盟国は、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランド、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スイス、リヒテンシュタインの 26 カ国（2018 年 11 月 30 日現在）。
- ・EU 加盟国のイギリス、アイルランド、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、クロアチアはシェンゲン協定に非加盟。
- ・EU 未加盟のノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインは、シェンゲン協定に加盟。

### 3 について

○日本人旅行者の日本出入国時の手続き等に関する問題です。これも、添乗員にとって知っておかなくてはなりません。

(1) 日本人の、外貨や日本円の持ち出しに関する問題です。

②の記述内容は誤っています。(全額旅行小切手だけであっても、100 万円を超える場合は税関への届出が必要です)

現金、旅行小切手、約束手形等の合計金額が 100 万相当額を超える場合には、税関への届出が必要ということになっています。

なお、クレジットカードの普及により、現在、海外旅行小切手を取り扱っている銀行はなくなっている状態です。但し、以前に購入したもので現在所持している海外旅行小切手はそのまま使用可能です。

①100 万円の限度額を超えて持ち出しはいけないというわけではなく、出国時に税関で申告さえすれば持ち出し可能ということになります。(正しい記述内容です)

③届出が必要なのは、1kg を超える金地金で純度 90%以上のものの場合です。したがって、純度 90%未満のものは届出の必要はありません。(正しい記述内容です)

④1998 年の法改正で許可制度が廃止となり、旅行会社でも自由に購入することが可能となっています。(正しい記述内容です)

(2) 航空会社へ預けた手荷物が届かなかった際の手続きに関する問題です。

③の記述内容が正しく述べられています。

航空会社の手違いにより手荷物が届かなかった場合は、別送品の手続きと同様の手続きが必要ですので、「携帯品・別送品申告書」は、2通必要ということになります

(3) 日本人旅行者の帰国時の通関手続きに関する問題です。

④の記述内容が間違っています。(理由を問わず、申告書の再発行は受けられません)

「携帯品・別送品申告書」を紛失した場合は、別送品扱いを受けることができず、一般貿易貨物扱いとなります。

(4) 日本人旅行者の帰国時の免税枠に関する問題です。

③の場合のみ無税で持ち込むことができます。

外国製たばこ 200本、香水 2オンス (購入価格は関係なし)、20万円の腕時計 1個はいずれも免税枠内です。

①25万円のハンドバッグが免税枠を超えています。(免税枠は、その他のものとしての20万円です)

②日本製紙巻きたばこ 300本が免税枠を超えています。(免税枠は日本製紙巻きたばこ 200本、外国製紙巻きたばこ 200本です)

④5000円の香水 3オンスが免税枠を超えています。(価格は関係ありません。香水は量として2オンスまでが免税枠です)

(5) 日本人旅行者の帰国時における通関手続きに関する問題です。

①の記述内容が正しく述べられています。

未成年者には、酒類、たばこの免税範囲はありませんが、家族への贈与品と認められる場合は課税扱いとなり、納税のうえ持ち込むことができます。

②酒類についての免税枠は、金額に関係なく、下記のとおり数量で規定されています。成人一人当たり、3本、但し1本当たり760ml。

③1個で20万円を超える品物、本事例のハンドバッグの場合は、差額の5万円ではなく、25万円の全額について課税されます。

④海外で購入しすでに使用中の品物であっても、取得時の海外市価で免税限度枠の計算に参入し、免税限度枠を超える場合は免税とはならず課税されます。

#### 《参考4》海外旅行の帰国者に適用される通関手続き (確認です)

(1) 旅具通関

海外旅行者が携帯輸入する携帯品 (海外旅行中に購入した品物、貰った品物、預かった品物すべて) について、税関に申告して許可を受けなくてはなりません。

これら、旅行者が個人的に使用するために持ち帰った品物の輸入通関手続きは、一般的に「旅具通関」と呼ばれる簡易な通関手続きを行うことになっています。旅具通関が認められる主なものは次の通りです。

- ・個人的な使用に供する身の回り品等で、携帯し又は、別送して輸入する品物
- ・業務上必要な職業用具
- ・出国時に携帯して輸出したもの

(2) 別送品の申告

別送品とは、別便で送ったもののほかに、航空会社の手違いにより後日送られてくる荷物や、引越し荷物などを含んでいます。

- ・「携帯品・別送品申告書」2通のうち1通に税関が確認印を押印して返してくれる

ので、別送品を引き取るまで大切に保管すること。

- ・外国から別送品を送る場合には、帰国者本人を受取人とすること。
- ・入国後は別送品の申告をすることができないので、入国の際に注意が必要。

### (3) 携帯品の免税範囲

輸入品には、原則として、関税（輸入品に対して課す税金）と、内国消費税が課されることになっていますが、旅行者が輸入する携帯品等については、無条件免税として、次の範囲でこの関税と内国消費税が免税されています。

#### ①個人的な使用に供する身の回り品及び職業用具

- ・衣類、化粧品及び身辺装飾品、書籍等で、旅行中に必要とされ、かつ、使用されたと認められるもの。
- ・旅行中の盗難や紛失のために、やむなく代替りの品物を買った場合。
- ・旅行中携行することが、職業上からみて社会通念上、当然必要と認められるもの。

#### ②個人的な使用に供するその他の物品

上記①に該当しない物品で旅行者が個人的に使用するために携帯する（又は別送する）場合は、下記《参考5》に掲げる範囲の品物は、関税と内国消費税が免税となります。

#### ③再輸入貨物

出国時に携帯して輸出したもの（但し、税関の認めたものに限ります）。

### (4) 免税範囲についての留意事項

個人的な使用に供するその他の物品の免税の範囲についての留意点は下記の通りです。

- ①海外市価：外国における通常の小売り購入価格のこと。
- ②未成年者の取り扱い：酒類及びたばこは、託送品又は家族への贈与が認められる場合、免税にはなりません。納税のうえ持ち込むことができます。6歳未満の者については、おもちゃなど明らかに本人用と認められるもの以外は免税になりません。
- ③日本製たばこ：外国製たばこの他に日本製たばこ 200本が免税となっています。
- ④1品目合計1万円以下の品物：1品目ごとにまとめて計算した海外市価が1万円以下となる品目（タイピンとカフスボタン、マフラーとスカーフなど）。

#### 《参考5》携帯品の免税範囲（成年者1人当たり）（確認です）

- ①酒類：3本（1本760cc程度のもの）
- ②紙巻きたばこ：200本（日本製たばこについては、外国製たばことは別に200本まで）
- ③香水：2オンス（約50g、1オンス＝約28cc）
- ④その他の物品：1品目ごとの海外小売り価格の合計額が1万円以下のものすべて。  
：上記以外のものは、これらの品物の海外小売価格の合計額が20万円以内。

（注）25万円の品物1個のみの場合・・・20万円を超える5万円にではなく、全額の



25万円について課税されます。

\*課税価格：一般の輸入取引の場合の輸入港での価格をいい、ほぼ海外の小売り購入価格の6割程度の額とされています。

\*簡易税率：免税基準を超える携帯品に適用される関税、消費税などの合計税率をいいます。

\*簡易税率表（平成30年12月31日現在）

(1) 簡易税率：関税等がかかる有税品に対して、関税や内国消費税等を含んだかたちで適用されるもの（代表例は下記の通り）。

- ・酒類：ウイスキー、ブランデー（600円/リットル）  
ラム、ジン、ウオッカ（400円/リットル）  
ワイン、ビール（200円/リットル）

- ・紙巻きたばこ（11.5円/1本）

- ・その他の品物（関税が無税のものは除く）（税率15%）

(2) 一般の関税率が適用されるもの：関税のほか消費税及び地方消費税がかかります。

- ・1個（1組）の課税価格が10万円を超えるもの。

- ・米、食用の海苔、パイナップル製品、紙巻きたばこ以外のたばこ等。

(3) 関税無税品：消費税及び地方消費税のみ課税されるもの（上記で説明済み）。

- ・腕時計、貴金属製の万年筆、貴石（裸石）、ゴルフクラブ、パソコン、書画、彫刻等。関税がかからない品物は、課税価格に対し消費税（8%）のみが課税されます。

\*詳細を確認したい方は、税関発行の通関案内（ホームページ等）をご覧ください。

#### 4について

○時差に関する計算問題です。

○海外旅行に時差はつきものです。現地到着後、お客様が日本の留守宅や知人に電話をかけたときや日本と連絡を取りたい場合など、日本との時差がどのくらいなのか、またその計算方法等をしっかり把握しておかないと、お客様に速やかな対応ができず、添乗員としての能力を疑われることにもなりかねません。

○今やスマホや携帯で何時（いつ）でも何処（どこ）でもすぐ調べることができるので、こんな知識は必要ないというような添乗員の方がいましたが、その考え方からすれば「観光地理的な業務知識は全く必要ない、スマホでその都度チェックすればよい」ということになりませんが、そのような添乗員がはたしてお客様から信頼されるでしょうか。

(1) について

①の記述内容が正しく述べられています。

30分単位、45分単位もありますので正しいということになります。

30分単位：インド：+5.30

45分単位：ネパール：+5.45

②国際日付変更線は、大西洋上ではなく、東経180度、西経180度の子午線に沿って、北極と南極を結ぶ太平洋上に境界線を定めています。

③日付変更線を西から東に越す場合、日付を1日遅らせ、東から西に越えるときは、1日進ませることに定められています。

④中国は東西にまたがる広い国ですが、国内での時差は設けていず、一本化しています。従って、香港を含めて中国全土が同じ時間帯となっています。

(2) について

○Cの時期、ローマ、パリは夏時間を採用していることに気づかなかつた（見落としていて、忘れていて）方がかなりいました。

アメリカ、ヨーロッパの多くの北半球の国々は夏季（3月末～10月末）、オーストラリア、ブラジルなど南半球の国々の多くは10月上・中旬～4月上旬に夏時間を採用していることは、添乗員として常識の範疇に入るのではないのでしょうか。

ということで、1級の出題文中には「夏時間を実施している地区に注意のこと」との文言を出題文中に敢えて入れませんでした。そのことに気づいた解答は残念ながらやはり少なかつたようでした。

○同様に、日本の「GMT+9」も業務知識として当然知っているべきことということで、敢えて設問文には明記しませんでした。念のため。

○Cの問題で、①②③すべて正解だった方は、1級で9名、2級では7名。逆に①②③すべて不正解だった方は、1級で1名、2級では6名という結果になりました。お客様から質問を受けたとき、どのように返事をしているのか心配になりました。

○時差の計算の仕方がよく分からない方は、時差の計算方法について、自分なりに覚えやすい考え方、方法（後記の参考6、7、8を参照）をしっかりと頭に入れておくようにしましょう。

○E解は次の通りです。

①ホノルル：9月30日17時00分が正解です。

ホノルル（GMT-10）と東京（GMT+9）との時差は  $9 - (-10) = 19$  で、19時間（東京はホノルルより進んでいる）、すなわちホノルルは東京より19時間遅れているということになります。従って、ホノルルの時刻は、東京の時刻より19時間前、すなわち、**9月30日17時00分**ということになります。

②シドニー：10月1日13時00分が正解です。

シドニー（GMT+10）と東京（GMT+9）との時差は  $9 - (+10) = -1$  で、1時間（東京はシドニーより遅れている）、すなわちシドニーは東京より1時間進んでいるということになります。従って、シドニーの時刻は、東京の時刻より1時間後、すなわち、**10月1日13時00分**ということになります。

③ローマ：10月1日05時00分が正解です

この時期、ローマ（GMT+1）は、夏時間を採用していますので、1時間早まることになり（GMT+2）となります。従って、東京（GMT+9）との時差は  $9 - (+2) = 7$  で、7時間（東京はローマより進んでいる）、すなわちローマは東京より7時間遅れているということになります。ローマの時刻は、東京の時刻より7時間前、すなわち、**10月1日05時00分**ということになります。

(3) 航空機の実飛行時間を計算する問題です。

11時間35分が正解です。

航空機の飛行時間の算出方法は後記の《参考》に記しているとおおり、いくつかありますが、ここでは、出発地、到着地それぞれの現地時間をすべて GMT（グリニッジ標準時）に戻して計算する方法で算出してみましょう。

パリ（GMT+1）はこの時期は夏時間を採用していますので、1時間早まることになり（GMT+2）となります。

パリ 19:40 は GMT では  $19:40 - 02:00 = 17:40$ （GMT 修正時刻）

成田（+9）14:15 は GMT では  $14:15 - 09:00 = 05:15$ （GMT 修正時刻）

成田着が翌日のため 24 時間プラスして、 $05:15 + 24:00 = 29:15$

到着時刻（成田）から出発時刻（パリ）を引いて  $29:15 - 17:40 = 11:35$

従って、パリ～成田間の実飛行時間は **11 時間 35 分**となります。

#### 《参考6》時差について

世界各地の時刻の差で、経度 15 度で 1 時間の差となります。実際には必ずしも経度線とは一致せず、国境線や島などによって補正されることのほうが多いようです。

時差は、イギリスのグリニッジを通る経度 0 度線における時刻を「グリニッジ標準時」（GMT）と呼び、これを世界の基準時刻としていることは皆さんもご存じの通りです。グリニッジより東側は経度 15 度ごとに 1 時間進み、西側は 1 時間ずつ遅れるといったように、それぞれに地方標準時（現地時間）を採用しています。

日本は、明石市を通る東経 135 度を地方標準時としており、GMT に比べ 9 時間早くなっています。また、大半の国は標準時を 1 つに統一していますが、ロシア、カナダ、米国、オーストラリアといった大国では複数の標準時があり、同一国内でも時差が生じています。

#### 《参考7》2都市間の時差の算出方法

2 都市間の時差は、GMT 表記の数値が大きい方から、小さい方を引けば算出できます。すなわち、算出した数字にプラス記号が付いている場合、数値の大きい方の都市が数値の小さい方の都市より算出した数値の時間だけ進んでいるということになります。

例-1 東京（GMT+9）とニューヨーク（GMT-5）の時差

（+9）と（-5）、数値の大きい方は（+9）

計算式： $(+9) - (-5) = +14$  → 東京が 14 時間進んでいる。

例-2 ホノルル（GMT-10）とサンフランシスコ（GMT-8）の時差

（-10）と（-8）、数値の大きい方は（-8）

計算式： $(-8) - (-10) = +2$  → サンフランシスコが 2 時間進んでいる。

例-3 シドニー（GMT+10）が午後 11 時 30 分のとき、リオデジャネイロ（GMT-3）の現地時間を求めてみましょう。

（+10）と（-3）、数値の大きい方は（+10）

計算式： $(+10) - (-3) = +13$  → シドニーが 13 時間進んでいる。

すなわち、リオデジャネイロはシドニーより 13 時間遅れている。

$23:30 - 13$ （時間） $= 10:30$  → リオデジャネイロの現地時間は午前 10 時 30 分ということになります。

#### 《参考8》航空機の実飛行時間（飛行所要時間）の算出方法

航空機の実飛行時間の算出方法についても、しっかり頭に入れておいてほしい業務知識のなかでも特に重要な項目です。以下の通り3種類の計算方法がありますので、自分に合った方法でしっかり覚えておくことが大切です。

①出発地の現地時刻に合わせる方法。

すなわち、到着地の現地時刻を出発地の現地時刻に直して計算する方法。

②到着地の現地時刻に合わせる方法。

すなわち、出発地の現地時刻を到着地の現地時刻に直して計算する方法。

③出発地、到着地それぞれの現地時間をすべてグリニッジ標準時（GMT）に直して計算する方法。

『例』：東京発 21:00、ホノルル着 08:25 の航空機の実飛行時間を求めてみましょう。

TYO (GMT+9) 21:00 発

HNL (GMT-10) 08:25 着

①の方法：HNLの到着時間を出発地である日本時間にする。

HNLはGMTに対して10時間、さらにTYO（日本）に対して9時間遅れているので、それぞれをプラスして、

$$08:25 + 10:00 + 09:00 = 27:25$$

出発時間との差は、 $27:25 - 21:00 = 6:25$       実飛行時間：6時間25分

②の方法：TYOの出発時間を到着地であるホノルル時間にする。

TYOはGMTに対して9時間、さらにHNLに対して10時間進んでいるので、それぞれマイナスして、

$$21:00 - 09:00 - 10:00 = 02:00$$

到着時間との差は、 $08:25 - 02:00 = 06:25$       実飛行時間：6時間25分

③の方法：TYO 21:00はGMTでは9時間進んでいるので9時間マイナスして、

HNL 08:25はGMTでは10時間遅れているので10時間プラスして、

$$\text{TYO} : 21:00 - 09:00 = 12:00$$

$$\text{HNL} : 08:25 + 10:00 = 18:25$$

到着時間、出発時間との差は、 $18:25 - 12:00 = 6:25$

実飛行時間：6時間25分

**第3問**

次の①～⑤の写真はいずれも世界各地の有名な観光地を写したものです。それぞれの名称（指定されたものの名称）、及び所在地（国名）を解答欄に記入しなさい（所在地のみの正答は得点になりません）。

写真① 神々の島、ラーマーヤナ、  
合唱舞踏劇、この踊りの名



写真② マロニエの並木道、凱旋門、  
コンコルド広場。この通りの名



写真③ ユーカリの森、トロッコ列車、  
三人姉妹。この国立公園の名



写真④ 日本の寄贈、桜並木、  
桜まつり。この川の名



写真⑤ 観光の拠点はクスコ、空中都市、  
インカの都市遺跡。この遺跡の名



**出題の趣旨**

○旅行会社の募集パンフレット、新聞・テレビ等で頻繁に目にする観光地、観光スポットなどのビジュアルな面に対しても業務知識として身に付けているか。

**解 答**

	①	②	③
名称	ケチャックダンス	シャンゼリゼ通り	ブルーマウンテンズ国立公園
国名	インドネシア	フランス	オーストラリア
	④	⑤	
名称	ポトマック川	マチュピチュ	
国名	アメリカ合衆国	ペルー	

**解 説**

○写真を見て（ヒントも併せて）指定された観光地の名称を答える問題です。

○特に今回はそれぞれのヒントもわかりやすかったせいでしょうか、世界各地の特に有名な観光地の中からの出題だったせいもあってか、出来は良かったように思います。世界各地の観光スポットの中でも、旅行会社の募集パンフレットや観光ポスター等に必ずといってよいほど載っている有名な箇所については、皆さんもアンテナを張っておいてほしいと思います。

○配点は名称と所在地（国名）ともに正解で2点、名称のみ正解の場合は1点、名称が不正解の場合は得点はありませぬ。

○ということで、満点の方は1級で3名、2級で9名でした。

○①のケチャックダンスをレゴンダンス、③ブルーマウンテンズ国立公園をカカドゥ国立公園、④のポトマック川をハドソン川とした答えが何件かありました。この④のポトマック川は7割近くの方が不正解でした。一方、②のシャンゼリゼ通りはほとんどの方が正解でした。

○また、今回も正解にしましたが、設問には「通りの名」、「国立公園の名」、「川の名」と問われていますので、例えば、「ポトマック」ではなく「ポトマック川」、「シャンゼリゼ」ではなく「シャンゼリゼ通り」、「ブルーマウンテンズ」ではなく「ブルーマウンテンズ国立公園」と最後まできちんと書くべきでしょう。

○参考までに、それぞれの観光スポット等の概略を記しておきます。

①ケチャックダンス：インドネシア・バリ島

別名モンキーダンスとも呼ばれ、数あるバリダンスの中でも最も有名な踊りです。松明の火を囲んでサロンを巻いただけの半裸の男たちが、円陣を組みあぐらをかき、あるときは猿の軍団になり、あるときは風となって「ケチャケチャ」と力強いかけ声をかけ、野性的で幻想的な「ラーマヤナ物語」の世界が踊りとともに展開されていきます。

(ラーマヤナ物語)

ラーマは、アヨディア王国の王子で王位継承者でした。しかし、父王が継母と継母の生んだ子を王にすると約束していたことを知り、妻のシタと弟のラクサマナを従えて王宮を去り、ダンダガ森で暮らしていました。その森で一匹の黄金の鹿に出合ったシタはそれを生け捕りにして欲しいと願ったので、ラーマに続いてラクサマナがこの鹿を追いました。無防備で一人取り残されたシタは、アレンカ王国の悪の王ラワナに捕らえられ連れ去られてしまいます。ラーマは猿王スグリワを司令官にたて、アレンカ王を攻撃し、最後にはラーマ側の勝利でこの戦いは終わります。

②シャンゼリゼ通り：フランス・パリ市内

凱旋門を中心に12本の道路が伸びており、その中でコンコルド広場まで一直線に伸びる幅70m全長約2kmの目抜き通りがシャンゼリゼ大通です。道の両側にはプラタナスやマロニエの樹木で囲まれ、緑豊かな散歩道となっています。モダンなレストラン、ブティック、カフェ、銀行、映画館などが立ち並んでいる商業エリアで、いつも大勢の人々で賑わっています。通りの中間にある、ル・ノートル設計のロータリー「ロン・ポワン・デ・シャンゼリゼ」から西側にグラン・パレ、プチ・パレ、東側にはエリーゼ宮などの荘厳な建物が続き、コンコルド広場に通じています。まさに名実ともに花のパリに相応しいフランスきっての大通りと言っても過言ではないでしょう。

③ブルーマウンテンズ国立公園：オーストラリア・シドニーの西約100km

シドニーの西約100km、標高1000m級の山々が連なる山岳地帯の中心にあり、世界遺産にも登録されている国立公園。ブルーマウンテンの名の由来は、おびただしい量のユーカリの葉から大気中に油分が蒸散して、そのために空がとても青く見えることにあります。公園内に入ると、切り立った断崖や峡谷、奇岩、ユーカリの樹海などの変化に富んだ大自然を目のあたりにすることができます。ここが一番の見所は、問題の写真にあるような風化によってできたスリーシスターズ（三人姉妹）と呼ばれる、人が3人並んでいるような巨大な奇岩でしょう。この岩を望む展望台のそばからは勾配が41度もあって、世界一傾斜が急だといわれる観光用のトロッコ列車も出ています。

④ポトマック川：アメリカ合衆国・ワシントンDC

アメリカ合衆国東部にある川で、全長460km余り。ウエストバージニア州のアパラチア山系に発し、ほぼ南東流してチェサピーク湾に注いでいます。下流部沿岸はアメリカの首都ワシントンDCで、ポトマック公園には日本から贈られたサクラの並木がありません。

1912年（明治45年）3月に、当時のアメリカ合衆国大統領の夫人が、日本の桜を首都ワシントンのポトマック河畔に植えたいと考えているということを知った当時の東京市長が、日米親善記念にと、アメリカ合衆国が日本に対して好意的だったことへの謝意もこめて、荒川堤の桜並木の桜を穂木とした苗木を米国に贈り、その桜がポトマック川の入り江のタイダルベイスンのジェファーソン記念館付近に植えられたという縁から、荒川とは姉妹川の関係になっています。

また、1980年代に荒川堤の桜が枯れてしまったときに、ポトマック川の桜をワシントンDCが東京都へ贈呈し、それを荒川堤に植えたということもあったようです。

なお、日本でも有名な、ポトマック川沿いの桜は、毎年3月中旬に花の見頃を迎えます。その頃には、タイダルベイスンで全米桜祭りが開催されており、毎年、遠方からも多くの観光客が訪れるといわれています。

⑤マチュピチュ：ペルー・クスコの北西約70 km

かつてのインカ帝国の首都クスコの北西約70 km、列車で約3時間の尖った険しい絶壁の山々がそびえるウルバンバ溪谷の山間、標高約2300mの頂上にあるマチュピチュ。マチュピチュとは、老いた峰を意味するそうです。山裾からはその存在を確認できないことから「空中都市」とも呼ばれているこの遺跡は、スペイン人から逃れるために、あるいは復讐の作戦を練るために、インカの人々が造った秘密都市だったともいわれています。マチュピチュの総面積は5 km<sup>2</sup>、その約半分の斜面には段々畑が広がり、西の市街区は神殿や宮殿、居住区などに分かれ、周囲は城壁で固められています。16世紀半ば、インカの人々は高度な文明が栄えたマチュピチュを残し、さらに奥地へと消えてしまう。その後400年以上にわたって人の目に触れることなく、1911年にアメリカ人歴史学者が初めて見たときには、草に覆われた廃墟となっていたといわれています。マチュピチュにまつわる多くの謎は、現在でも解明されていない部分が数多くあります。



## 第4問

次の各観光地、観光施設、都市等の説明文のうち、1～5についてはそれぞれ選択肢の中から最も適当なものを選びその番号を、6～10については、該当する最も適当な名称・語句を解答欄記入しなさい。また、後記資料（業務知識 第4問 解答用 世界地図）の地図上、ア～ヨよりそれぞれ1～10に最も関係の深いものを選び、記号で答えなさい。

- 1 穏やかな気候のため「6月の島」とも呼ばれるバハマは、大小700余りの島々と2500を超えるサンゴ礁からなるカリブ海の楽園。初めてここを訪れたコロンブスは「ここそこの世最大の美である」と称えたとか。人が住んでいる島はそのうち30ほどで、首都（ ）があるニュープロビデンス島とグランド・バハマ島の2島がリゾートの中心地となっている。上記（ ）に入るのは？
 

① ナッソー      ② ハバナ      ③ サンファン      ④ キングストン
- 2 アメリカの首都、ワシントンDCの記念すべき建造物のうちで、先端に約6mのブロンズ製自由の女神像をいただく白亜のドームを中心に大理石で造られた（ ）、初代大統領ワシントンを記念する大理石の塔・ワシントン記念塔、ゲティスバーグの演説が刻まれているギリシャ神殿風の建物・リンカーン記念堂は東から西へ一直線の見事な配列となっている。上記（ ）に入るのは？
 

① 最高裁判所      ② キャピトル      ③ ホワイトハウス  
④ ジェファーソン記念堂
- 3 ノートルダムといえば、パリの大聖堂の名が浮かぶが、画家モネが30点以上の作品を描いたこのノートルダム大聖堂は、フランス・ゴシック最高建築の一つで、151mある尖塔はフランス最長。壮麗な彫刻やステンドグラスの窓、有名な王の地下墓所など見どころは多い。また、光の微妙な変化をとらえたモネの連作は印象派の代表的作品として知られている。この大聖堂があるのは？
 

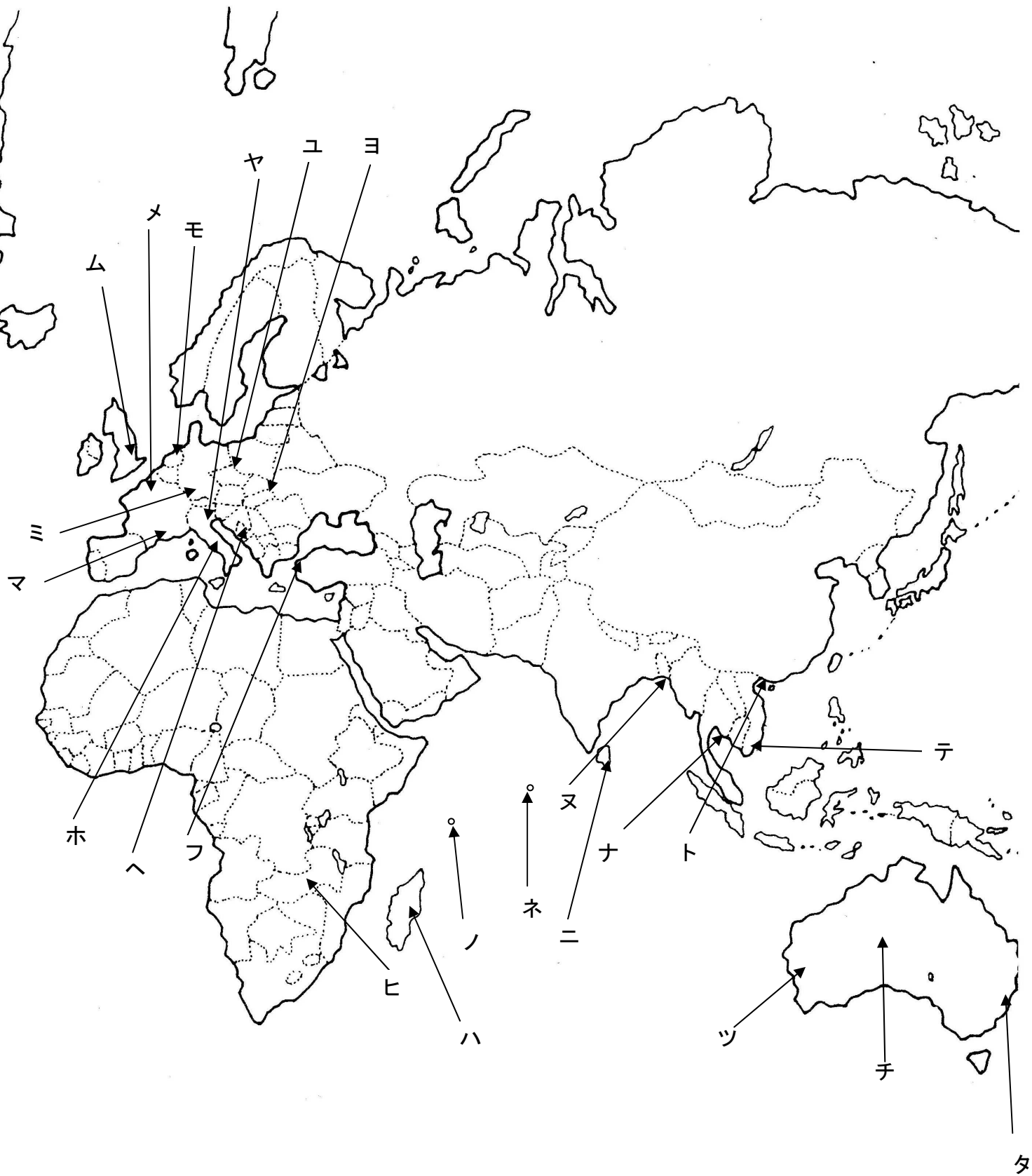
① ランス      ② アミアン      ③ ルーアン      ④ シャルトル
- 4 オーストラリア大陸の中心に横たわる世界最大級の「一枚岩」エアーズロックの西方30km程のところを位置するここは、巨大な36個の砂岩が高さ約500mのドーム状に連なった奇岩群。近くに奇岩群の間を風が吹き抜けるため、「風の谷」と呼ばれている場所があり訪れる観光客の人気を得ている。また、この奇岩群は、アボリジニの言葉で「たくさんの頭」を意味しているとか。この観光地は？
 

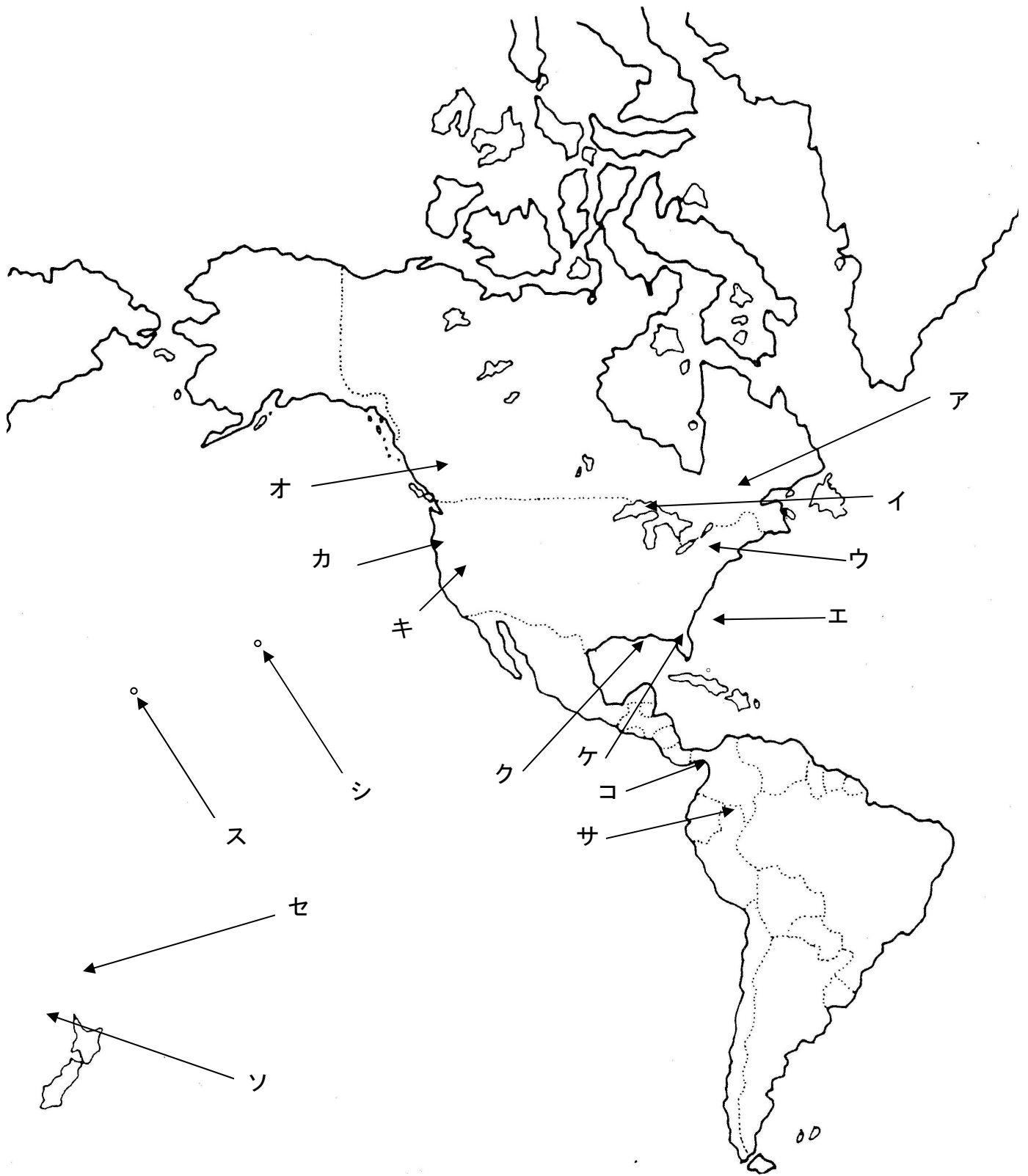
① ピナクルズ      ② ウェーブロック  
③ マウントクック      ④ マウントオルガ

- 5 チェコの首都プラハを流れるブルタバ川に架かる美しい石橋・( )橋は、橋を守るために建てられたゴシック様式の3つの塔を配し、欄干には30体の聖人像が並ぶ豪華な造りで、ヨーロッパで最も有名な橋の一つに数えられている。  
上記( )に入るのは？
- ① カレル      ② カペル      ③ くさり      ④ リアルト
- 6 ( )は、インド洋上の約120の島々からなる島国で、美しい自然に恵まれたおしゃれなビーチリゾートとして「インド洋最後の楽園」として注目されている。また、イギリスのウィリアム王子とキャサリン妃が新婚旅行に出かけたことでも知られている。世界一小さな首都ともいわれるビクトリアのあるマヘ島の北100kmには、鳥たちの天国として知られるバードアイランドがある。上記の( )に入る島国の名は？
- 7 イギリスの首都ロンドンの発祥地「シティ」は、古くからの商業、金融の中心地であるが、そこにはイギリス・バロック建築の代表作とされる( )大聖堂(寺院)があり、17世紀のロンドン大火で焼失してしまったが、18世紀初頭に再建されている。1981年チャールズ皇太子と故ダイアナ元妃の結婚式が行われた場所としても知られている。上記( )に入る建物の名は？
- 8 「庭園の島」( )は、ハワイ8島の中では一番初めに火山活動によって形成された島である。ワイメア溪谷、シダの洞窟など美しい自然に恵まれた緑の島には昔からの言い伝えも多く「伝説の島」とも呼ばれている。上記の( )に入る島の名は？
- 9 ライン川とネッカー川の合流地点近くにある古城と大学の町( )は、小高い山の頂にある半ば崩れかけたようなこの町の象徴的な建造物でもある城から見下ろした位置に広がっている。この町の大学はこの国最古の歴史を誇り町には現在でも学生が多い。上記の( )に入る町の名は？
- 10 カナダ第2の都市( )は、セントローレンス川に浮かぶ大きな島にできた町。優雅でモダンな雰囲気をもつことから「北米のパリ」とも呼ばれ、カナダにおけるフランス語圏の中心地でもある。新市街のダウンタウンの地下にはアンダーグラウンド・シティと呼ばれる巨大な地下街が張りめぐらされており、一方旧市街には石畳の道に18世紀の教会や建物が残るレトロな雰囲気を醸し出している。上記の( )に入る都市の名は？

別紙資料「業務知識」第4問解答用 世界地図

\*この世界地図は「業務知識」第4問の解答にのみご使用下さい





**出題の趣旨**

○観光地、観光スポットを中心とした添乗業務に必要と思われる知識（観光地、観光スポット等の名称、特色、所在地など）が身に付いているか。

**解 答**

	1	2	3	4	5	6
答	①	②	③	④	①	セイシェル
地図番号	エ	ウ	メ	チ	ユ	ノ
	7		8		9	
答	セントポール		カウアイ島		ハイデルベルグ	
地図番号	ム		シ		ア	
					10	
答					モントリオール	
地図番号						

**解 説**

○観光名所等についての選択・記述解答の問題です。この問題は名称等が正解で、かつ地図上の位置選択も正解であってはじめて得点になります。すなわち、どちらか一方のみの正解では得点になりません。ということで、この問題での満点は、1、2級合わせて1名もいませんでした。

○観光地、観光スポットについては正解なのに地図での位置選択を誤ったため、高得点に結びつかなかった方がかなり見受けられました。ということで、1、2級全体での平均点は15点中、6点という結果でした。

○誤答としては、1の「ナッソー」を「ハバナ」、「サンファン」に、2の「キャピトル」を「ホワイトハウス」に、6の「セイシェル」を「モルディブ」や「モーリシャス」に、8の「カウアイ島」を「ハワイ島」や「タヒチ」としたものが目立ちました。特に6の「セイシェル」については、1、2級合わせても正解者は1名もいませんでした。一方、④の「マウントオルガ」、5の「カレル橋」、9の「ハイデルベルグ」は、さすがに半数以上の方が正解でした。

○それぞれの解答にあたっての考え方及び、正答以外の選択肢についての概略（補足説明を含む）を記しておきます。

1 カリブ海に浮かぶ国に関する問題で、①の「ナッソー」（バハマ）が正解です。

「6月の島」、「バハマ」、「カリブ海の楽園」がヒントになるでしょう。

「カリブ」という言葉を聞いただけで、青い海と白い砂浜、あふれる陽光と情熱的なラテンリズム……が思い浮かぶイメージが鮮明なカリブ海の国々。

アメリカやカナダ、ヨーロッパの人々にとっては古い歴史をもつリゾート・ゾーンですが、日本でも近年リゾート・ライフやマリンスポーツに目覚めた若者たちが、新しいデスティネーションとしてカリブ海に出かけるようになり、また、豪華客船でのカリビアン・クルーズも脚光を浴びるなど、カリビアン・リゾートは急速に身近かなものになってきています。

②ハバナ：フロリダ半島のすぐ南に浮かぶカリブ海最大の島。キューバの首都です。

③サンファン：アメリカ合衆国の自治領で「豊かな港」の意味をもつエルトリコの首都です。

④キングストン：ブルーマウンテンの名を冠したコーヒーの生産で知られ、「カリブの黒

い真珠」とも呼ばれるジャマイカの首都です。

上記の他に、ハイチ共和国、ドミニカ共和国、トリニダードトバゴ等があります。

- 2 アメリカ合衆国の首都ワシントン DCにある建物に関する問題で、②の「キャピトル」(国会議事堂)が正解です。

「ワシントン DC」、「白亜のドーム」、「ワシントン記念塔とリンカーン記念堂と一直線の配列」がヒントになるでしょう。

- ①最高裁判所：アメリカ合衆国議会議事堂の正面に立つ白い大理石のギリシャ風建築。連邦の休日を除き月曜日から金曜日の午前9時から午後4時半までオープンしており、展示や最高裁判所の紹介ビデオを見ることができるほか、カフェテリア、みやげ物店などもあります。口頭弁論の傍聴も可能であり、口頭弁論の日には最高裁判所ビル前には朝から長蛇の列ができるといわれています。
- ③ホワイトハウス：首都ワシントンの代表的建築物の1つ。ポトマック川の下流に位置し、1800年以来の歴代大統領公邸。第2代大統領ジョン・アダムスが、まだ完成していなかった官邸の最初の住人となって、ここで公務を執ったといわれています。同国の象徴で世界政治の中心でもあるこの施設の一部を、ツアーで観光することもできるようになっています。
- ④ジェファソン記念堂：第3代大統領で、アメリカ独立宣言の起草者トマス・ジェファソンの生誕200年を記念して1943年に建てられたローマ神殿風の円形建築。内部は大理石で造られ、ジェファソンのブロンズ像が立っています。

- 3 ③の「ルーアン」が正解です。

「画家モネが30点以上の作品」、「151mある尖塔」、「王の地下墓所」がヒントになるでしょう。

#### 《参考1》ノートルダム・パリの大聖堂について

「我らが貴婦人」と名付けられたフランス・カトリックの総本山であると同時に、建築、美術を含めた芸術的価値に高い大聖堂(寺院)でもあります。

完成までに200年もの歳月を費やしたこの建物は当時のゴシック建築技術の粋を集めて造られ、その美観のみならず耐久性や強度の面でも高く評価されています。

また、建物に施された様々な装飾や彫像、ステンドグラスなどを見ても美術史的に重要なものばかり、ジャンヌ・ダルクの審判、ナポレオンの戴冠式など数々の歴史的行事が行われた場所でもあります。

#### 《参考2》モネについて

フランス印象派の中心的な画家。ルノアールとともに印象主義の手法を確立。

彼の作品「印象 日の出」から印象派の呼称が生まれたといわれています。

「ルーアン大聖堂」、「睡蓮」などの連作では、時間とともに移ろう光を追って次第に物の形が消え、鮮やかな色彩が醸し出す交響乐的効果が顕著に表現されているなど高い評価を受けています。皆さんもよく目にすると思いますが、「散歩 日傘をさす女性」も彼の代表的な作品です。

- ①ランス：シャンパンの生産で知られるシャンパーニュ地方の中心都市で、街にはシャンパンセラーが点在しています。シャルル7世から始まり、26人の歴代フランス王の戴冠式が行われたノートルダム大聖堂は見どころで、第一次世界大戦中に一部焼失しましたが、20年の歳月をかけて修復されました。ファサードの彫刻「微笑みの天使」やシャガール作のステンドグラスは一見の価値があります。
- ②アミアン：フランスの北部に位置し、運河、『北の小さなヴェネツィア』と称される水上庭園、そしてアミアン大聖堂で有名な都市。13世紀中ごろからわずか70年ほどで完成したため、年代の違いによる建築様式のばらつきがなく、天井は43mとフランス屈指の高さを誇り、規模もフランス最大級でパリのノートルダム大聖堂の2倍にもなるとか。美しい彫刻や礼拝堂のキリスト像、フランスの歴代国王22体の像が並ぶ王のギャラリーも見どころ。
- ④シャルトル：パリの南西約100kmに位置し、市中央部にあるノートルダム大聖堂。（シャルトル大聖堂）は、ゴシック建築の最高傑作として知られています。この大聖堂は、12～13世紀に造られたヨーロッパを代表する宗教建築のひとつ。美しい門、シャルトルブルーとよばれるステンドグラス、パイプオルガンが世界的に有名で、2本の尖塔は左がゴシック様式、右がロマネスク様式。年代によって異なる建築様式の変遷を知ることができる貴重な資料にもなっています。
- 4 ④の「マウントオルガ」が正解です。  
「オーストラリア大陸の中心」、「エアーズロックの西方30km程」、「巨大な36個の砂岩」、「風の谷」がヒントになるでしょう。
- ①ピナクルズ：西オーストラリア州の州都パースの北約250kmの砂漠にある、古代の海中生物の炭酸カルシウムが石化した岩柱群。「荒野の墓標」ともいわれているようです。
- ②ウエーブロック：西オーストラリア州の州都パースから約350km。波が一瞬にして凍り付いてしまったような、自然がつくり出した高さ15mの巨大な一枚岩。27億年前にかたちづくられたといわれています。過酷な自然環境と天候が、岩の表面に鮮明な縞模様をつくっています。
- ③マウントクック：ニュージーランド南島、島のほぼ中央に位置するサザン・アルプスの最高峰（標高3754m）。
- 5 ①の「カレル（橋）」が正解です。  
「プラハ」、「ブルタバ川」、「ゴシック様式の3つの塔」、「欄干には30体の聖人像」がヒントになるでしょう。
- ②ケペル（橋）スイス、ルツェルンを流れるロイス川に架かる橋である。ヨーロッパで最も古い木造橋といわれています。14世紀中ごろに街の要塞の一部として建築された、木造の屋根付き橋。屋根の梁には、スイスとルツェルンの守護聖人の伝記や歴史が描かれた絵が飾られています。1993年8月の火災により、橋の大部分とともにその絵の多くも焼失してしまいましたが、17世紀前半に描かれたオリジ

ナルのものも数枚残っているようです。橋の途中にある塔は水道塔で、1300年ごろに城壁の一部として造られ、一時期は牢獄や拷問所として使われていました。

- ③くさり(橋):正式名称をセチェーン橋というこの橋は、ドナウ川を挟んで東西に分かれたブダ地区とペスト地区を結ぶ9つの橋のひとつで、19世紀半ばに最初に架けられたもの。ハンガリーでもっとも美しい橋といわれ、訪れる人も多い。たもとに立つライオン像が絶え間なく行き交う観光客を眺めています。
- ④リアルト(橋):イタリア、ベネチア市内を流れる大運河に架かる白大理石の橋。美しいアーチ型で建築当初は木造だったようです。当時から商業の中心地で、現在も橋の上には貴金属や革製品などの土産物店などが並び、観光客でいつも賑わっています。橋の中央からは、大運河と市街の眺めが楽しめます。

- 6 「セイシェル」が正解です。  
「インド洋最後の楽園」、「世界一小さな首都」、「ウイリアム王子とキャサリン妃が新婚旅行」、「マヘ島」、「バードアイランド」がヒントになるでしょう。
- 7 「セントポール(大聖堂)」が正解です。(「聖パウロ大聖堂」との答えも勿論正解です)  
「ロンドン」、「イギリスバロック建築の代表作」、「チャールズ皇太子と故ダイアナ妃」の結婚式」がヒントになるでしょう。
- 8 「カウアイ島」が正解です。  
「庭園の島」、「ハワイ8島」、「ワイメア渓谷」、「シダの洞窟」がヒントになるでしょう。

#### 《参考3》ハワイ8島について

ハワイ諸島は、太平洋上ポリネシアの北端に位置する島々であり、アメリカ合衆国の州(ハワイ州)となっており、州都ホノルルがあり、ワイキキビーチ、ダイヤモンド・ヘッドで知られるオアフ島、ハワイ諸島最大の島であり、現在も噴火を続けているキラウエア火山があるハワイ島、渓谷の島とも呼ばれ、砂糖キビ観光列車やハレアカラ火山で有名なマウイ島、庭園の島と呼ばれ、シダの洞窟、ワイメア渓谷が観光の中心となっているカウアイ島、ハワイ諸島で5番目に大きな島で、フラ発祥の地ともいわれているモロカイ島、かつてはパイナップルアイランドとも呼ばれていたラナイ島。そのほか、ニーハウ島、カホラウェ島など8つの島々からなっています。

#### 《参考4》カウアイ島の観光地について

ハワイ諸島の北端に位置し、4番目に大きな島で、庭園の島とも呼ばれています。キャプテン・クックがハワイ諸島の中で最初に上陸した島ともいわれています。

- ・ **ワイメア峡谷**: リトル・グランドキャニオンとも呼ばれ、島西部にある峡谷。
- ・ **シダの洞窟**: ワイルア川の流域にある、ハワイ王朝の王族が集会や結婚式を行った神聖な洞窟。
- ・ **ハナレイ**: ハナレイ川上流の渓谷は希少な水鳥の生息地で、国定野生動物保護区に指定されています。映画「南太平洋」や「ブルーハワイ」の舞台となった場所としても知られています。



9 「ハイデルベルグ」が正解です。

「ライン川とネッカー川の合流地点近く」、「古城と大学の町」、「この国最古の歴史」がヒントになるでしょう。

《参考5》ハイデルベルグの古城と大学について

**ハイデルベルグ城**：ハイデルベルグ城：13世紀のブファルツ伯の居城で、ゴシック、ルネッサンス、バロック各種の建築様式が見られますが、現在は廃墟に近い状態になっています。地下にあるワインの大樽が有名です。

**ハイデルベルグ大学**：正式名称ルプレヒト・カール大学ハイデルベルグは、ドイツで最も古く歴史のある大学だといわれています。設立は1386年。数々のノーベル賞受賞者を輩出した名門でもあります。大学が所有する学生率があり、かつて決闘騒ぎや泥酔などの悪さをした生徒たちが裁かれて投獄されたところだったとか。中には生徒たちの落書きがたくさん。現在は、博物館として公開されています。

10 「モントリオール」が正解です。

「カナダ第2の都市」、「セントローレンス川に浮かぶ」、「北米のパリ」、「フランス語圏の中心地」がヒントになるでしょう。

《参考6》カナダの都市ベスト3

カナダの人口の多い都市のベスト3は以下のとおりです。

- ・1位：**トロント**（都市圏人口約620万人）：国内最大の都市トロントはオンタリオ州の州都で人口400万人。街には多くの摩天楼が建ち、People Cityの別名をもつ人々に優しい街でもあります。「人種のモザイク」の言葉どおり、巨大な中華街、ギリシャ街、韓国街、イタリア街など、様々な文化が共存。世界一の高さを競うCNタワー、大富豪の邸宅だったカサ・ロマなど観光スポットも多数。
- ・2位：**モントリオール**（都市圏人口約400万人）：カナダ第2の都市であり、フランス語圏としてパリに次ぐ世界第2位のフランス語が使われている都市。フランス文化を色濃く残し、セントローレンス川を抱いた美しい街は今と昔を感じさせてくれます。ダウンタウンは都市開発が大胆に行われて躍動感に溢れ、また対照的に旧市街にはノートルダム・モンレアル教会を筆頭に18世紀の欧州を思わせるような落ち着きを感じられます。
- ・3位：**バンクーバー**（都市圏人口約260万人）：海や山の自然と都市が見事に共存する西海岸の街バンクーバー。気候は年間を通して温暖で、雪はほとんど降りません。ガラス張りの高層ビルが立ち並ぶダウンタウンに、企業や学校、ショッピングセンターや博物館、スタジアム、図書館などが集結しています。市民の憩いの場でもある巨大公園スタンレーパーク、カナダ国内第2の規模を誇るメトロタウン・ショッピングセンター、市バスで気軽に行けるグラウス・マウンテンのスキー場なども楽しむことができます。

## 第5問

次の1～2の各設問に対する答をそれぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

- 1 次の①～⑦はそれぞれある都道府県の特徴(観光地、観光施設など)及び、関係のある事項を記したものです。それぞれア～オの特徴をもつ都道府県名を漢字で書きなさい(かな書きは減点の対象とします)。

- ① ア. 弘法大師・空海  
イ. 日本三名瀑  
ウ. 国内での海中公園第1号  
エ. 三古湯、三美人の湯
- ② ア. 壺井栄  
イ. オリーブ  
ウ. 海運守護の守り神  
エ. 源平合戦の舞台
- ③ ア. ラムサール条約登録地  
イ. 江戸川の渡し舟  
ウ. 国際展示場・国際会議場  
エ. テーマパーク
- ④ ア. 日本一高い歩行者専用の大吊橋  
イ. 八幡宮の総本宮  
ウ. 地獄めぐり  
エ. 国宝の木造建築
- ⑤ ア. 合掌造りの集落  
イ. チューリップ  
ウ. えん堤の高さ日本一のアーチ式ダム  
エ. 蜃気楼
- ⑥ ア. 将棋の駒  
イ. 樹氷  
ウ. アスピーデ火山  
エ. 松尾芭蕉
- ⑦ ア. 日本初の世界文化遺産  
イ. 三古湯・三名泉  
ウ. 源平合戦の古跡  
エ. 1000万ドルの夜景

**2 次の①～⑦はいずれも、ツアーで訪れることも多い世界各地の美術館、博物館の特色について記したものです。それぞれに該当する最も適当な美術館、博物館の名を記入しなさい。**

- ① 中国 5 千年の歴史と文化芸術の殿堂であり、世界四大博物館のひとつに数えられる博物館。65 万点程の文物が所蔵されており、常設展示品は 3～6 ヶ月ごとに入れ替えが行われる。

歴史ある所蔵品の数々は、中国古代芸術の最高傑作といっても良いぐらい、芸術的且つ文化的価値を備えている。

- ② スペインを代表する美術館で、ほとんど絵画だけの収蔵品であるが、ルネッサンス以後のコレクションとしてはルーブル美術館に比肩する。有名な作品としては、ゴヤの「裸のマハ」「着衣のマハ」、エルグレコの「聖母マリア」、ベラスケスの「ラス・メニナス」がある。

- ③ 宮殿の大半を占める世界屈指の美術館で、古代ギリシャ・ローマ、古代オリエント、古代エジプト、中世ルネッサンス・近代の彫刻、絵画とデッサン、中世ルネッサンス・近世の工芸の 6 部門に分けられている。特に、「ミロのヴィーナス」「モナリザ」「サモトラケのニケ象」などが展示物として有名である。

- ④ アメリカ最大の美術館で、各財閥の寄贈によるコレクションがその中心をなし、古代から中世、ルネッサンス、近代、さらにはイスラム美術まで多彩で、世界の文化遺産 330 万点以上の膨大なコレクションを誇っている。ルノワール、モネ、ピカソ、セザンヌ、ゴーギャン、マチスなどによる多くの作品が楽しめる。ゴッホの「麦わら帽をかぶった自画像」は必見。

- ⑤ 宮殿内にある歴代のローマ教皇が集めたコレクションで、15 室からなる 500 年以上の歴史をもつ美術館。システリーナ礼拝堂にはミケランジェロの旧約聖書の天井画「天地創造」、「最後の審判」の祭壇壁画がある。その他エジプト美術を収蔵したエジプト美術館、キリスト美術館などがある。

- ⑥ カテリーナ 2 世が建設した美術館。政務の余暇を楽しむ場所として用いたところからこの名（フランス語の隠れ場所の意）が付けられたといわれている。その後、ロシア皇帝によってコレクションは増大し世界屈指の美術館となっている。

ダ・ビンチの「聖母子」、ラファエロの「聖家族」は必見。

- ⑦ 世界最大級の博物館の一つで、エジプト、アッシリア、バビロニア、インド、ギリシャ、ローマ、中国など各国各時代の作品 1000 万点以上収蔵されている。そのうち、アテネのバルテノン神殿の彫刻を集めたエルギン・マーブル、古代エジプトのヒエログ

リフ解読のもととなった「ロゼッタ・ストーン」などは特に有名である。

⑧ セーナ川左岸にある駅舎を改造して 1986 年に開館した美術館で 19 世紀後半から 20 世紀初頭の印象派絵画専門の美術館。その建築的特徴から、天窗の採光を取り入れた構造となっており最良の光が差し込む中で、作品を愛でることが可能となっている。ミレーの「落穂拾い」、ルノワールの「ムーラン・ド・ラ・ギャレット」などが代表作となっている。

《 2 級用の語群 》。

ア. ルーブル美術館	イ. エルミターージュ美術館	ウ. バチカン美術館
エ. ロダン美術館	オ. ローマ国立博物館	カ. メトロポリタン美術館
キ. ボストン美術館	ク. プラド美術館	ケ. ゴッホ美術館
コ. 兵馬俑坑博物館	サ. 大英博物館	シ. ナショナルギャラリー
ス. オルセー美術館	セ. ニューヨーク近代美術館	ソ. 故宮博物院
タ. ウフィツィ美術館		

(注1) 1 の問題で2級については都道府県名を「漢字で」とは指定しないで出題しています。  
 (注2) 2 の問題で2級については後記美術館、博物館の語群の中から選択して解答する問題として出題しています。

**出題の趣旨**

㊦日本の県の特徴（観光地、建造物等）について社会人としての常識は身に付いているか。  
 ㊧海外の主要な美術館、博物館の中で訪れる機会も多いと思われるものについての知識を身に付けているか。

**解 答**

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	和歌山県	香川県	千葉県	大分県	富山県	山形県	兵庫県
2	①		②		③		④
	故宮博物院 (ソ)		プラド美術館 (ク)		ルーブル美術館 (ア)		メトロポリタン 美術館 (カ)
	⑤		⑥		⑦		⑧
	バチカン美術館 (ウ)		エルミターージュ 美術館 (イ)		大英博物館 (サ)		オルセー美術館 (ス)

(注) 2 の ( ) 内のカタカナ文字は2級の解答です。

## 解説

### 1について

○この問題は、国内・総合共通問題として出題しています。海外専門の添乗員であってもお客様の大半は、日本人だと思います。日本人の常識として、小中学校で学んだことを忘れないで、都道府県の特徴は業務知識の一つとして知って(覚えて)おいてほしいと思います。

○1級は、記載された4つの特徴をもつ都道府県名をそれぞれ漢字(1級)で答える問題です。漢字でと指定していますので、1級は仮名書きの解答、誤字は得点になりません。

○県名が求められているにもかかわらず、県を省略した解答がこの問題でも散見されました。前にも述べたとおり、解答に際しては、慌てずに設問文をよく読み、勝手に省略して答えを書かないことが大切です。

○この問題で満点の得点を得た方は、国内1級で14名、国内2級で27名、総合1級で2名、総合2級で11名でした。正解者としては全体の2割強ということで、添乗員として、いえ一社会人としてかなり寂しい気がしてなりません。

○出題文に記載されている4つの特徴(自然、観光地、観光施設、世界遺産、建造物、名産品等)は、いずれも募集パンフレット等でよく目にするものばかりを選んでみました。皆さんも添乗で訪れたり、目にしたりしたことも少なくないと思います。

下記にそれぞれの特色について、具体的に記しておきます。

① ア 弘法大師・空海：高野山は、弘法大師によって開かれた真言密教の聖地。

高野山金剛峯寺：高野山真言宗の総本山で全国に約3600カ寺の末寺を有し、山上のほぼ中央に位置し、弘法大師空海が開創した当時は、高野山全域を金剛峯寺と称していました。現在の金剛峯寺は1593年(文禄2年)、豊臣秀吉が亡母の菩提を供養するために建立した青巖寺・興山寺を1869年(明治2年)に合併し、総本山金剛峯寺と改称したものです。(高野山観光情報センターのパンフより)

イ 日本三名瀑：那智の滝(他の二つは、華巖の滝、袋田の滝)

ウ 国内での海中公園第1号：串本海中公園(1970年7月指定)

エ 三古湯、三美人の湯：三古湯：白浜温泉(他の二つは、有馬温泉、道後温泉)

三美人の湯：龍神温泉(他の二つは、川中温泉：群馬県、湯の川温泉：島根県)

② ア 壺井栄：小説「二十四の瞳」の舞台

イ オリーブ：小豆島(日本で初めてオリーブの栽培に成功)

ウ 海運守護の守り神：こんぴらさんの愛称で呼ばれている金刀比羅宮

エ 源平合戦の舞台：屋島。この戦いで源氏方の那須与一が平氏方の軍船に掲げられた、扇の的を射落としたエピソードなどが知られています。

③ ア ラムサール条約登録地：谷津干潟

イ 江戸川の渡し舟：矢切の渡し

ウ 国際会議場・国際展示場：幕張メッセ

エ テーマパーク：東京ディズニーリゾート(ディズニーランド、ディズニーシー)

④ ア 日本一高い歩行者専用の大吊橋：九重夢大吊橋

2006年(平成18年)10月にオープンした、長さ390m、高さ173m、幅1.5m

この橋は、歩道専用として『日本一の高さ』を誇る吊橋です。

- イ 八幡宮の総本宮：宇佐神宮。応神天皇を祀ったもので、古くは農業の神であった。
  - ウ 地獄めぐり：別府地獄めぐり（別府温泉）
  - エ 国宝の木造建築：富貴寺（国東半島の西部、露の大堂と呼ばれる本堂は国宝に指定）
- ⑤ ア 合掌造りの集落：五箇山（岐阜県の白川郷とともに世界文化遺産に）
- イ チューリップ：砺波市：富山の花といえばチューリップといわれるほど富山のチューリップは有名です。砺波市のチューリップの球根は全国一の生産量を誇っています。4月下旬からゴールデンウィークにかけて畑一面色とりどりのチューリップが咲き乱れ、その風景はまるでカラフルな絨毯を見ているかのようです。
  - ウ えん堤の高さ日本一のアーチ式ダム：黒部ダム
  - エ 蜃気楼：魚津市：蜃気楼の季節は春から初夏、3月下旬から6月初旬にかけて魚津市の海岸に多く見られます。天気の良い日に、穏やかな魚津港沖の海上に雲か霞が浮かび上がるようにして現れ、短いもので数分、長ければ数時間にわたって幻想的な姿を見せます。魚津のように季節を定め、しかも出現度が多いのは、世界でも珍しいとされています。
- ⑥ ア 将棋の駒：山形県東部にある将棋と温泉の町・天童市
- イ 樹氷：蔵王山（樹氷と火口のお釜（宮城県側）で有名）
  - ウ アスピーデ火山：出羽三山（月山、湯殿山、羽黒山）の主峰「月山」
  - エ 松尾芭蕉：立石寺（山寺）で詠んだ句：閑さや岩にしみいる蟬の声
- ⑦ ア 日本初の世界文化遺産：姫路城（1993年登録）。大天守、小天守など8棟が国宝、白漆喰塗りの優美な姿から「白鷺城」とも呼ばれています。
- イ 三古湯・三名泉：有馬温泉（三古湯の他の二つは白浜温泉と道後温泉、三名泉の他の二つは、草津温泉と下呂温泉）
  - ウ 源平合戦の古跡：一の谷古戦場、源義経が背後の鴨越（ひよどりごえ）から、平家の軍を奇襲して屋島に敗走させた合戦で知られています。
  - エ 1000万ドルの夜景：六甲山天覧台からの眺め

《参考1》海中公園について（①のウに関連して）

海中景観を主とし、海上・陸上景観の探勝、学術観察、自然保護を目的とする公園。1954年オーストラリアがクイーンズランド東海岸を世界初の海中公園に指定、1962年の第1回世界国立公園会議で各国が設定するという勧告を採択。日本では1970年の自然公園法の改定により、環境庁長官が国立公園と国定公園の海域内に指定することになっています。

なお、2010年4月の改正自然公園法により、従来の名称「海中公園」は「海域公園」に変更されています。2017年現在、128の地区が指定されています。

- ・串本海中公園：テーブルサンゴの群落などで有名な海中公園で、エリア内には串本の海を忠実に再現した水族館や海中展望塔が設けられています。水族館では、潮岬西側は黒潮がもたらす熱帯的な環境、東側は温帯の環境ゆえに、多種多様な生物が

生息する串本の生態系をわかりやすく展示しています。水族館で生まれた赤ちゃんウミガメのタッチングが体験できる。

《参考2》ラムサール条約について (③のアに関連して)

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

条約の目的である湿地の「保全（再生）」と「賢明な利用」、これらを促進する「交流、学習」。これら3つが条約の基盤となる考え方です。

- ①水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く「湿地の保全・再生」を呼びかけています。
- ②ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、「湿地の賢明な利用」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。
- ③ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、「交流、能力養成、教育、参加、普及啓発」を進めることを大切にしています。

(環境省のホームページより)

我が国の主な登録地：釧路湿原、阿寒湖、大沼、谷津干潟、尾瀬、瓢湖、琵琶湖、三方五湖、宍道湖等。なお、昨年(2018年)10月に東京の葛西海浜公園が登録されましたので、日本におけるラムサール条約登録地は、2018年末現在で52カ所となっています。

《参考3》世界遺産について (⑤のア、⑦のアに関連して)

日本の世界遺産登録地(2018年12月31日現在：登録順)

文化遺産：18カ所、自然遺産：4カ所の計22カ所となっています。

- ・法隆寺地域の仏教建造物(1993年登録：文化遺産)  
聖徳太子ゆかりの地、斑鳩にある世界最古の木造建造物群が残る地域。
- ・姫路城(1993年登録：文化遺産)  
優美な外観から白鷺城とも呼ばれているが、防御系統に優れた城。
- ・白神山地(1993年登録：自然遺産)  
太古から生き続ける東アジア最大級の広大なブナの天然林。
- ・屋久島(1993年登録：自然遺産)  
樹齢数千年の屋久杉が生きるスギの森と亜熱帯から冷温帯までの気候をもつ島。
- ・古都京都の文化財(1994年登録：文化遺産)  
伝統文化の中心地。平等院、金閣寺、清水寺、竜安寺、二条城、延暦寺など17社寺。
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(1995年登録：文化遺産)  
雪国ならではの社会環境や経済事情を表す合掌造りの住居・瓦葺屋根の建造物群。
- ・広島平和記念碑(原爆ドーム)(1996年登録：文化遺産)  
戦争の凄惨さを世界に伝え、核兵器廃絶と平和を求めるシンボルとなった建物。

- ・ 厳島神社（1996年登録：文化遺産）  
景勝地、宮島の海に浮かぶ大鳥居と潮が満ちると本殿まで水に浸る「海中神社」。
- ・ 古都奈良の文化財（1998年登録：文化遺産）  
東大寺、薬師寺、春日大社、平城宮跡など奈良市街に点在する8件の遺跡建造物。
- ・ 日光の社寺（1999年登録：文化遺産）  
東照宮、二荒山神社、輪王寺等、周囲の自然と調和している徳川幕府の豪華な文化財。
- ・ 琉球王国のグスク及び関連遺産群（2000年登録：文化遺産）  
今帰仁城、首里城跡、識名園など琉球文化の独自性を表現している文化財。
- ・ 紀伊山地の霊場と参詣道（2004年登録：文化遺産）  
神道、仏教、山岳信仰が雄大な自然の中で育まれていった稀有な地域。
- ・ 知床（2005年登録：自然遺産）  
海と陸が育む複合生態系、絶滅危惧種の生育域で生物多様性を示す遺産。
- ・ 石見銀山遺跡とその文化的景観（2007年登録：文化遺産）  
中世に世界の3分の1を産出した産業遺産、伝統的な鉱山開発の技術を示す遺構。
- ・ 平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（2011年登録：文化遺産）  
浄土思想の宇宙観を表す建築と独自の浄土庭園、東アジアにおける交流を示す。
- ・ 小笠原諸島（2011年登録：自然遺産）  
独自の進化を遂げた生物種が暮らす島々、動植物の進化や発展の過程、独自の生態系。
- ・ 富士山－信仰の対象と芸術の源泉（2013年登録：文化遺産）  
人々の信仰と芸術のモチーフとなった霊山、浮世絵等日本の文化の象徴的存在。
- ・ 富岡製糸場と絹産業遺産群（2014年登録：文化遺産）  
日本の近代化、世界の絹産業の技術革新にも貢献。世界最大規模、抜群の生産能力を誇った工場がほぼ完全なカタチで残っていること。
- ・ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（2015年登録：文化遺産）  
九州、山口を中心に進められた日本の近代化は、西欧先進諸国からの積極的な技術導入によって進められ、それらの国と日本の文明の交流を示す顕著な事例であること。  
鎖国状態にあった日本において、非西洋地域で初めて、約50年間という短期間で飛躍的な経済的発展を成し遂げた産業遺産群は、その歴史上の重要な段階を物語る建築物をまとめた集合体として捉えることができる顕著な事例であること。  
次の8エリアに点在する幕末の1850年代から明治末期の1910年までの23資産。  
萩、鹿児島、葦山、釜石、佐賀、長崎、三池、八幡
- ・ ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献（2016年登録：文化遺産）  
フランスを中心とする7カ国に残る17建築群が対象となっており、大陸をまたぐ初の世界遺産となっています。日本の世界遺産登録物件は、東京都台東区にある国立西洋美術館本館です。
- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（2017年登録：文化遺産）  
九州北部に位置する宗像・沖ノ島地域には、国内最大級の祭祀遺跡である沖ノ島



やその祭祀に関わった古代有力氏族の古墳群が保存されています。

宗像・沖ノ島と関連遺産群は、4世紀後半から9世紀末までの約500年間、航海の安全などを願う多くの装飾品などを用いた祭祀が行われていたことや、それが日本固有の信仰として今に伝えられていること、祭祀権を掌握した古代有力氏族に関連する遺跡群が遺され、現在でもその信仰が継続されていることが評価されています。

構成資産（8資産）

宗像大社沖津宮（沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩）、宗像大社沖津宮遥拝所  
宗像大社沖津宮中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群

・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（2018年登録：文化遺産）

本資産は、禁教時代の長崎と天草地方において、既存の社会・宗教とも共生しつつ信仰を密かに継続した「潜伏キリシタン」の伝統を物語る稀有な物証です。潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（黒島の集落・の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成されています。（文化庁のHPより）

## 2について

○市内観光時に訪れることの多い世界各地の有名な美術館、博物館の名称を答える問題です。

○ヨーロッパでは古代ギリシャ、ローマの昔から都市文明や美術が発達していました。宗教が中心となった中世、文芸復興のルネッサンス、植民地経営による世界中の富や文化遺産の流入、そして近・現代美術など、さまざまな変遷を経ながら膨大な蓄積がなされ、それを私達は今日美術館や博物館で見ること、楽しむことができるのです。

○添乗で訪れることが非常に多い美術館、博物館だったせいもあって、さすがにほとんどの方が高得点を得ていました。

ということでこの問題の全問正解者は、1級で6名、2級では58名でした。

○間違いで目立ったのは、②のプラド美術館、④のメトロポリタン美術館、⑧のオルセー美術館といったところで、逆に、①の故宮博物院、③のルーブル美術館、⑤のバチカン美術館、⑦の大英博物館はほぼ全員が正解でした。

○出題されている美術館、博物館についての考え方について記しておきます。

①「故宮博物院」（2級の解答では「ソ」）が正解です。

「中国」、「世界四大博物館のひとつ」、「中国古代芸術の最高傑作」がヒントになるでしょう。

### 《参考4》世界四大美術館・博物館とは

一般的には下記のようにいわれています。

- ・アメリカ、ニューヨークのメトロポリタン美術館
- ・ロシア、サンクトペテルブルグのエルミタージュ美術館

- ・フランス、パリのルーブル美術館
- ・台湾、台北の故宮博物院

上記の他に、スペイン、マドリードのプラド美術館  
イギリス、ロンドンの大英博物館を入れる説もあるようです。

- ②「プラド美術館」（2級の解答では「ク」）が正解です。  
「スペイン」、「ほとんど絵画だけの収蔵品」、「ゴヤの裸のマハ」、「エルグレコの聖母マリア」がヒントになるでしょう。
- ③「ルーブル美術館」（2級の解答では「ア」）が正解です。  
「宮殿の大半を占める世界屈指の美術館」、「ミロのヴィーナス」、「モナリザ」がヒントになるでしょう。
- ④「メトロポリタン美術館」（2級の解答では「カ」）が正解です。  
「アメリカ最大」、「各財閥の寄贈」、「ゴッホの麦わら帽をかぶった自画像」がヒントになるでしょう。
- ⑤「バチカン美術館」（2級の解答では「ウ」）が正解です。  
「システーナ礼拝堂」、「ミケランジェロ」、「天地創造」、「最後の審判」がヒントになるでしょう。
- ⑥「エルミタージュ美術館」（2級の解答では「イ」）が正解です。  
「カテリーナ 2 世」「ダ・ビンチの聖母子」、「ラファエロの聖家族」がヒントになるでしょう。
- ⑦「大英博物館」（2級の解答では「サ」）が正解です。  
「世界最大級の博物館」、「エルギン・マーブル」、「ロゼッタ・ストーン」がヒントになるでしょう。
- ・**エルギン・マーブル**: かつて、アテネのアクロポリスの丘にそびえるパルテノン神殿、その他の建造物を飾っていたギリシャ彫刻の傑作群で、ギリシャ美術の世界最高のコレクションといわれています。エルギン伯爵によって 19 世紀初めにアテネからイギリスに運ばれたため、この名で呼ばれています。
  - ・**ロゼッタ・ストーン**: 古代エジプトの象形文字解読の手がかりとなった玄武岩製石碑。18 世紀末のナポレオンのエジプト遠征時、ナイル河口の町ロゼッタの近くで発見されたのでこの名がつけられています。
- ⑧「オルセー美術館」（2級の解答では「ス」）が正解です。  
「セーヌ左岸」、「駅舎を改造」、「ミレーの落穂拾い」がヒントになるでしょう。

《参考5》その他の主な美術館、博物館の概略（2級の問題の選択肢に記載している美術館、博物館から）

- ・エ：ロダン美術館（フランス、パリ）：フランスの代表的な彫刻家であるロダンが晩

年アトリエとして使っていた建物を、ロダンの死後、国家に寄贈して美術館としたもので、「考える人」など彼の主要作品を集めて展示しています。

- ・オ：ローマ国立博物館（イタリア、ローマ）：ディオクレティアヌス浴場跡に建つ、ミケランジェロ設計の修道院を利用した博物館。古代ローマ時代の彫刻、モザイク、ブロンズ像などの美術品のコレクションが中心となっています。
- ・キ：ボストン美術館（アメリカ、ボストン）：ボストン学芸協会などのコレクションから発展し、東洋美術、エジプト美術、アメリカ美術の収集が主体となっています。特に、浮世絵を中心とした日本美術作品の収集でも知られています。岡村天心に始まり現在も日本人担当者が収集・整理にあたり、日本との関係も深くなっています。
- ・ケ：ゴッホ美術館（オランダ、アムステルダム）：1973年に建てられた比較的新しい美術館で、暗い色彩から明るい色彩へと変わっていくゴッホの作品の変遷がたどれるように展示されています。ゴッホ自身が所蔵し、その作風に影響を受けた広重などの浮世絵もあります。
- ・コ：兵馬俑坑博物館（中国、西安）：秦始皇帝陵の外城で1975年に発掘された兵馬俑坑は現在3号まで確認されており、等身大よりやや大きい兵士と軍馬の俑8000体が整然と並んでいます。  
来世へと旅立った始皇帝のために造設されたこの遺跡は、身を守る軍隊だけでなく宮殿のレプリカや、文官や芸人等の俑も発掘されていることから、生前の始皇帝の生活そのものを来世に持っていこうとしたものと考えられているようです。
- ・シ：ナショナルギャラリー（イギリス、ロンドン）：大英博物館とともにイギリスを代表する美術館で、13～19世紀のヨーロッパ各国の代表的な絵画で占められています。  
なお、同名のナショナルギャラリーがアメリカのワシントンにもあり、こちらは、何人ものコレクターがそれぞれのコレクションを寄贈して収集大成されたもので、ロンドンのナショナルギャラリーをしのぐ規模をもつといわれています。オランダ派、フランドル派からアメリカの現代美術まで幅広い作品が展示されています。
- ・セ：ニューヨーク近代美術館（アメリカ、ニューヨーク）：ニューヨークの53番街にある美術館。1929年ロックフェラー夫人、グッゲンハイム夫人らによって設立され、1939年に現在の建物が完成。ピカソの「アビニヨンの娘たち」、マチスの「赤いアトリエ」、をはじめ20世紀の欧米美術を収蔵しているほか、企画展の開催や映画のライブラリー、美術書出版、美術講座の定期開催等広範な活動を展開しています。
- ・タ：ウフィツィ美術館（イタリア、フィレンツェ）：メディチ家のコレクションから始まり、ルネッサンス時代の作品を中心としたイタリアの代表的な美術館。代表的な作品としてはボティチェリの「ヴィーナスの誕生、春」などがあります。

## 第6問

次の1～6の各記述に該当する最も適当なものをそれぞれ一つ選びその番号を、7～9についてはそれぞれに該当する最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

1. 九州7県のうち、県名と県庁所在地名の異なるものはいくつありますか。  
① 1つ    ② 2つ    ③ 3つ    ④ 4つ    ⑤ ない
2. 我が国で現在使用されている硬貨のうちで、「平等院鳳凰堂」がデザインされているのは何円の硬貨ですか。  
① 1円硬貨    ② 5円硬貨    ③ 10円硬貨    ④ 50円硬貨    ⑤ 100円硬貨
3. 江戸時代、大阪は何の台所として知られていましたか。  
① 日本一の台所    ② 天下の台所    ③ なにわの台所  
④ 将軍の台所    ⑤ 上方の台所
4. 地球と月の距離は地球の赤道の周りを何周したくらいの距離になりますか。  
① 10周    ② 20周    ③ 30周    ④ 50周    ⑤ 100周
5. 次の文は中枢神経（脳）のはたらきについて記したものです。この中で大脳のはたらきについて述べているものはどれですか。  
① 眼球運動を支配する。  
② 心臓の鼓動、呼吸運動、唾液分泌の中枢がある。  
③ 排尿や排便の中枢がある。  
④ 各種感覚、言語・記憶、思考・判断・創造の中枢がある  
⑤ 体の平衡を保つ中枢がある。
6. 食物繊維についての記述のうち誤っているものはどれですか。  
① 水に溶けるタイプもある。  
② 便秘に効果がある。  
③ 人間の消化酵素では消化されない。  
④ ノンカロリーである。  
⑤ 糖尿病や動脈硬化の予防に効果がある。
7. 約300の章段からなり、随筆という新しい文学形態をきずいたもの。作者である清少納言が宮仕への体験から宮廷生活を背景とした美的世界を「をかし」の理念で日記、随筆などの形で描いたもので、紫式部の源氏物語と並ぶ平安時代の双璧とされる文学作品の名は。
8. 縮尺15万分の1の地図上の7cmは実際には何kmになりますか？

9. 昨年（平成30年）6月）約250年間続いたキリスト教禁制と独自の信仰の歴史を示す「長崎と天草地方の潜伏（a）関連施設」（長崎県、熊本県）が世界文化遺産として登録決定されました。これにより日本国内の文化遺産は18件、自然遺産は4件の計22件となりました。今回登録が決定したこの世界遺産には現存する国内最古のキリスト教会の国宝にも指定されている建造物「（b）（長崎市）」や禁教期に形成された集落など12の資産で構成されています。

### 出題の趣旨

- 添乗員である前に、社会人としての教養（一般常識）が身に付いているか。  
 ○業務知識として要求される観光地理等以外の分野においても、社会生活上、話題性のある社会現象、用語についての知識、理解力をもち備えているか。

### 解 答

番号	1	2	3	4	5	6		
答	⑤	③	②	①	④	④		
番号	7		8		9-a		9-b	
答	枕草子		10.5km		キリシタン		大浦天主堂	

### 解 説

- この問題は国内、総合共通問題として出題しています。  
 ○現在、我が国で比較的話題性のある社会現象、用語を中心に出題したものです。  
 ○添乗中にお客様との間で話題に出ることも少なくないと思われるものや、知っておくと役に立ちそうなものを選んでみました。  
 ○全体としては、あまり出来は芳しくなく残念ながら全問正解者は、国内2級で3名、総合1級で2名、総合2級で1名の計6名のみでした。正解率は6割弱といった結果でした。  
 ○特に、9-aのキリシタン、9-bの大浦天主堂は、新聞、テレビでも大きく取り上げられたニュースでしたので、かなり正解率は高いと思っていたのですが……。  
 ○正解率が低かったものとして、1の「九州の県について」、4の「地球と月との距離について」、6の「食物繊維に関する問題」、8の実際の距離計算といったものが目立ちました。特に、8については、位を無視した、計算違いをした等の理由でしょうか、国内・総合を合わせて全体として半数近くの方が不正解でした。  
 ○以下にそれぞれ簡単に補足説明をしておきます。  
 1は、⑤の「ない」が正解です。  
 この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、75名（約3割の方が正解）でした。  
 九州7県：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県  
 いずれも、県名と県庁所在地名は同一です。  
 ちなみに、都道府県名と都道府県庁所在地名が異なるのは次のとおりです。

北海道：札幌市、	岩手県：盛岡市、	宮城県：仙台市、	茨城県：水戸市
栃木県：宇都宮市、	群馬県：前橋市、	埼玉県：さいたま市、	神奈川県：横浜市
山梨県：甲府市、	石川県：金沢市、	愛知県：名古屋市、	三重県：津市
滋賀県：大津市、	兵庫県：神戸市、	島根県：松江市、	香川県：高松市
愛媛県：松山市、	沖縄県：那覇市		

2は、③の「10円硬貨」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、203名（ほとんどの方が正解）でした。

コインには、いろいろな模様が描かれています。

それぞれのデザインは日本人になじみの深い植物などを使用しているだけでなく、その硬貨が最初につくられた当時の社会状況が反映されているものもあります。また、大きさや素材なども時代によって変わってきています。

それぞれの硬貨のデザインや素材などについての概要は、下記のとおりです。

- ・1円アルミニウム硬貨：現在製造している貨幣の中で、一番古いのが昭和30年に発行された1円で平成30年で、63年を迎えました。この1円のデザインは、一般公募で選ばれました。表と裏のデザインはそれぞれ審査され、別の人が選ばれています。以来、現在までこのデザインは変わっていません。「若木」のデザインには、伸びゆく日本が象徴されています。
- ・5円黄銅硬貨：5円のデザインは、当時の日本の主な産業（稲穂が農業、水が水産業、歯車が工業）を表しています。裏面の双葉は、戦争（第2次世界大戦）が終わって新しく民主国家になった日本を象徴しているといわれています。このデザインは、5円玉が昭和24年8月に有孔（穴の開いている）貨幣として発行されてから同じですが、昭和34年に日本国の「國」の字を「国」に改め、書体も楷書体からゴシック体に変更しました。
- ・10円青銅硬貨：10円に描かれている平等院鳳凰堂は、京都府宇治市にあります。世界文化遺産に登録されている平等院鳳凰堂は藤原頼道が、この世に極楽浄土の様子をつくろうとして建てたもので、堂には阿弥陀仏の像が安置され周りの壁には、阿弥陀仏が人々を救うために迎えに来る様子が描かれています。昭和34年製造開始。
- ・50円白銅硬貨：最初の50円は昭和30年にニッケルという金属で作られ、1円と同様、公募によりそのデザインが決定されました。そのときの50円は、まだ穴あきではなく、大きさも25.0mmと今より大きいものでした。その後100円が作られたとき、色や大きさが似ていて間違いやすいということから、50円は穴あきとなりデザインも新しく公募で選ばれました。現在の50円は、100円が銀硬貨から白銅硬貨に変更されたとき、50円も白銅硬貨になり、現在の大きさになりました。50円の表には、デザインを変えながらずっと菊が描かれています。
- ・100円白銅硬貨：現在製造している100円と50円は、同じ昭和42年に誕生しました。それまで銀硬貨だった100円が材料である銀の値段が高くなったことなどから、白銅硬貨に変更され、同時に50円も白銅硬貨になりました。100円の表のデザインは、鳳凰から稲穂、そして現在の桜と変わってきています。
- ・500円ニッケル黄銅硬貨：昭和57年に登場したのが、500円白銅硬貨です。それまでの

硬貨は100円が最高額でしたが、自動販売機等が急速に普及し、その自動販売機で買える品物の値段も高くなってきたことなどから500円が作られることになりました。表には桐が、裏の上下には竹、左右に橘が描かれています。その後、平成12年に偽造・変造防止のため現在のニッケル黄銅硬貨に変わりました。新しくなった500円はデザインは同じですが、偽造防止するためにいろいろな工夫がされています。

(造幣局のホームページより)

3は、②の「天下の台所」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、197名(約8割強の方が正解)でした。

「天下の台所」とは、江戸時代に物流、商業の中心地であった大阪を指した異名として使われる用語です。全国の藩が大阪に蔵屋敷などを設け、生活物資の多くが一旦、生産地より大阪に集められて再度全国の消費地に送られたからといわれています。

当時、家の中で家財道具をはじめ物品が数多く存在した場所は「台所」でした、故に日本を家と考えた場合、多くの物資で溢れかえっていた大阪の様を捉えて「台所」に相当すると考えられていたからでしょう。

1615年の「大阪夏の陣」で荒れ果てた大阪は、その後、幕府の直轄領となって復興が進められました。運河が整備され、諸国の船が絶え間なく行き交う「水の都」として再生した大阪。各藩の蔵屋敷が立ち並び、米や特産物の取引が行われて日本経済を左右する「天下の台所」と呼ばれるようになりました。淀川に浮かんだ堂島には米市場が開かれ、ここで行われる取引が、全国の米の値段を左右しました。ここでは、米のほかにも、木綿、油などを専門的に扱う問屋が多くでき、「株仲間」をつくって大きな利益を上げました。こうした経済的な発展を背景に、大阪には独特の文化が生まれていきます。17世紀末には、浮世草子の井原西鶴、人形浄瑠璃の近松門左衛門らがでて「元禄文化」が花開いていきます。

4は、①の「10周」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、31名(約1割強の方が正解)でした。

地球から月までの距離は約38万4千km

地球の赤道一周の距離は約4万km

従って、地球から月までの距離は赤道一周の約10倍ということになります。

上記いずれも中学の理科で習ったと思います。

5は、④の「各種感覚、言語・記憶、思考・判断・創造の中枢がある」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、175名(8割弱の方が正解)でした。

大脳は、情報を処理します。

文字、絵、動き、匂い、質感、音、音楽、言葉、感情その他、情報の全てを認識し、解釈し、時に記憶し、時に行動を起こします。ということで、④が正解ということになります。

①は中脳、②は延髄、③は脊髄、⑤は小脳の働きによるものとされています。

6は、④の「ノンカロリーである」が誤っている記述です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、114名（約半数の方が正解）でした。現在、きのこや海藻など、一般的な食物繊維のエネルギー換算係数は2kcal/g。そして、一部の食物繊維素材については、0～2kcal/gの間で設定されているようです。ただ、食品に含まれている食物繊維の量は少なく、エネルギー量も小さいので、カロリーは無視できるくらい少ないという扱いは変わっていません。

食物繊維は、昔は体に必要なものだと思われていきましたが、今では「第六の栄養素」として重要視され、水に溶けないタイプと水に溶けるタイプがあります。また、食物繊維は、便の量を増やして便秘を防ぐほか、最近では、心筋梗塞、動脈硬化、糖尿病、肥満などの生活習慣病の予防に役立つことも分かってきています。食物繊維の多い食品は、穀物、イモ、豆、野菜、果物、きのこ、海藻などです。皆さんも健康な体で添乗業務を継続できるように、毎食時欠かさず食物繊維の多い食品を食べるようにして欲しいと思います。

7は、「枕草子」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、124名（半数以上の方が正解）でした。

「徒然草」と解答した方がかなりいました。

日本の文学史上で、小学校、中学校等の教科書に出ているような文学作品の作品名と作者及び、冒頭部分、大まかなあらすじについては、常識として知っておいて欲しいと思います。

例えば、枕草子（清少納言）、源氏物語（紫式部）、方丈記（鴨長明）、平家物語（不明）、徒然草（吉田兼好）、奥の細道（松尾芭蕉）など。

特に、作品の舞台に観光地が出てくるようなものはなおさらでしょう。

例えば、「雪国：越後湯沢温泉」、「伊豆の踊子：伊豆天城峠・湯ヶ野温泉」（川端康成）、「夜明け前：中山道・馬籠宿」（島崎藤村）、「金色夜叉：熱海市」（尾崎紅葉）、「坊っちゃん：松山市・道後温泉」（夏目漱石）、「城の崎にて：城崎温泉」（志賀直哉）等は、添乗員として知っておいてほしいと思います。

8は、「10.5km」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、115名（約半数の方が正解）でした。解説の必要はないでしょう。計算間違い、特に、求められている単位は、キロメートルということに注意すれば、計算間違いさえしなければやさしい問題だと思います。

9 9-aは「キリシタン」、9-bは「大浦天主堂」が正解です。

この問題の正解者は、9-aについて国内・総合を合わせて231名中、168名（約7割強の方が正解）、9-bについては231名中、128名（約5割強の方が正解）、9-a、9-bともに正解だった方は231名中、107名（約4割強の方が正解）という結果でした。今回、×にはしませんでした。が、「大浦天主堂」が正解で、「大浦天守堂」ではありません。かなりの方が大浦天守堂と書いていました。

平成30年（2018年）6月、バーレーンの首都マナマで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の第42回世界遺産委員会で、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（長崎、熊本両県）の世界文化遺産への登録が決定されました。江戸時代のキリスト教弾圧のなかで信仰を続けた希少な宗教文化が評価されたようです。



今回の登録で、世界遺産の国内での登録は6年連続で22件目となりました。

世界遺産については上記に記載しました、第5問の《参考3》も参照してください。  
1612年（慶長17年）の禁教令以降、幕府は「踏絵」などで全国に広がっていたキリスト教を弾圧。殺害される信徒は尽きませんでした。そんななか、最も集中的に宣教が行われていた長崎と天草地方では、次第に潜伏キリシタンにより日本独自の信仰のかたちが育まれ、彼らは神道や仏教、一般社会と折り合いをつけながら、約250年にわたり秘かに信仰を維持していきました。その歴史の中でも大きな出来事の舞台となったのが1864年（元治元年）に長崎居留地に住む外国人のために建てられた大浦天主堂です。1865年、潜伏キリシタンが教会を訪れ、宣教師にキリスト教信者であることを告白したのです。長期にわたり禁教をのり越えてきた信徒と神父の再会は、世界的にも例をみず、「信徒発見」とも呼ばれています。禁教中の出来事でのちに弾圧される信者もいましたが、禁教令の撤廃へのきっかけとなりました。やがて明治時代になると、政府は禁教令を廃止。潜伏キリシタン達はカトリックへと復帰し、各地で次々と教会堂が建てられました。「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」には、潜伏キリシタン達がひっそりと信仰を続けた集落に、解禁後建てられた教会が残ります。12の構成資産は潜伏キリシタンの伝統の始まりから、彼らがどのように信仰を守り続け、禁教の歴史が終わりを迎えたのか物語っています。

大浦天主堂：日本最初の洋風建築で、1864年（元治元年）に創建。1879年（明治12年）の改築で現在の姿となりました。日本最古の現存教会建築として国宝に指定されています。

幕末の幕末の開国にともなって造成された長崎居留地に、住む外国人のために建設されたヨーロッパ建築を代表するゴシック調の教会で、現存するものでは国内最古となります。聖堂内を飾るステンドグラスの中には、約100年前のものもあります。また、建設直前に列聖された日本二十六聖人に捧げられた教会でもあることから、天主堂の正面は殉教の地である「西坂」に向けて建てられています。

## 第7問

次の1～5はいずれも最近の新聞・テレビ等によく出てくる言葉です。この中から1つを選び、その言葉の内容について100字程度で解答欄に記述しなさい。

- 1 国際観光旅客税
- 2 軽減税率
- 3 小惑星りゅうぐう
- 4 オーバーツーリズム
- 5 ドローン

### 出題の趣旨

○日本添乗サービス協会は、「添乗員は、添乗技術だけではなく、一社会人としての教養（一般常識）も身に付けていることが必要である。」という考え方から時事に関する問題を出題しています。歴史、地理、社会及び、時事に関する基本的な事項については、今後も出題していく方針に変わりはありません。

○上記の趣旨に準じて、最近の新聞、テレビ等マスコミにしばしば登場する用語の意味を理解できているか。

### 解答のポイント

○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。

○それぞれ以下に各語句の概略を記述しておきますが、実際の解答にあたっては、各自ポイント（下線部分）を押さえて記述して頂ければ高得点に結びつくことになります。

#### 1. 国際観光旅客税

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

納税義務者：船舶又は航空機により出国する旅客

税率：出国1回につき1000円

適用時期：平成31年1月7日（月）以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による子記載旅客）

非課税：2歳未満の旅客、船舶・航空機の乗員

（国税庁のホームページより）

#### 2. 軽減税率

特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。日本では今年（2019年）10月から消費税率を10%に引き上げる際、低所得者対策として食料品や新聞などが

軽減税率の対象品目となり、税率は8%のまま据え置かれることになっています。

商品の税率が8%と10%の複数になることで、事業者は税率ごとに商品を分けて管理する必要があります。異なる税率を扱うことになる事業主にとって、レジスターの買い替えや販売管理システムの改修などを行わなければならない場合もありますから、あらかじめ準備をしておく必要があります。

現在、軽減税率の対象品目として検討されているのは、「酒類」と「外食」を除いた「生鮮食品」と「加工食品」そして、定期購読の契約をし、週2回以上発行される「新聞」です。外食産業は、同一商品でも税率が変わる場合があります

#### 1. 対象品目

軽減税率の対象となるものは、飲食料品と新聞（週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの）です。

#### 2. 飲食料品に含まれるもの

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品をいい、酒類を除きます。スーパーなどで販売する飲食料品はもちろんのこと、テイクアウトや宅配も軽減税率の対象となります。また飲食料品に使用する容器やおもちゃ付きのお菓子（税抜価格が1万円以下で食品の価格の占める割合が3分の2以上）も対象になります。

#### 3. 軽減税率の対象とならないもの

酒類は対象品目から除かれています。飲食料品であっても、外食やケータリングは軽減税率の対象となりません。また、健康食品など医薬品や医薬部外品も対象となりません。新聞も定期購読に基づくものが対象となるので、駅やコンビニで新聞を購入した場合は対象となりません。

\*この解説書が皆さんの目に触れる頃には、「軽減税率の対象となる、ならない」に関して、かなりの部分が煮詰まっていることと思いますが、解説書作成時点においては、まだまだ検討中のものも多い状態でしたので、上記記載事項について変更箇所があるかもしれませんので、詳細が決定次第、確認して頂くようお願いいたします。

### 3. **小惑星りゅうぐう**

現在、日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）の探査機「はやぶさ2」が調査している小惑星が「りゅうぐう」です。これまで、まったく姿が分からなかった小惑星でしたが、昨年（2018年）6月末、「はやぶさ2」が「りゅうぐう」に到着したことでその全貌がかなり明らかになったようです。

地球と火星の軌道付近を回る直径約900メートルの小惑星。コマのような形で、表面に複雑な凸凹や最大約200メートルのクレーターの存在も。太陽系が誕生した46億年前ごろにできたと考えられ、内部には当時の状態を保った砂や有機物が含まれている可能性があると考えられていました。

重要な点は、「イトカワ」が岩石質の小惑星であったのに対して、「りゅうぐう」は有機物や水を多く含む小惑星であることが分かったということです。

小惑星「りゅうぐう」については、これまで地上の望遠鏡や天文衛星を使った観測が行われてきました。その結果、自転周期が地球の約3倍の速さであること、表面が黒っぽい色をした天体であるということも分かっています。また、形がほぼ球形であることも推定されました。これらの情報は「はやぶさ2」が行う探査の方法や、機器の設計・調

整にも参考にされています。

「りゅうぐう」の名称の選定について、JAXAは以下の理由をあげています。

- 1 「浦島太郎」の物語で浦島太郎が玉手箱を持ち帰るということが、「はやぶさ2」が小惑星のサンプルが入ったカプセルを持ち帰ることと重なること。
- 2 小惑星は、水を含む岩石があると期待されており、水を想起させる名称案であること。
- 3 既存の小惑星の名称に類似するものがなく、神話由来の名称案の中で多くの提案があった名称であること。
- 4 「りゅうぐう」は「神話由来の名称が望ましい」とする国際天文学連合の定めたルールに合致し、また、第三者商標権等の観点でも大きな懸念はないと判断したため。

**\*2019年2月22日のTBSニュースより抜粋**

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は22日朝、探査機「はやぶさ2」が、小惑星「リュウグウ」へ着陸したとみられると発表しました。

JAXAは、探査機「はやぶさ2」が、地球からおおよそ3億キロ離れた小惑星「リュウグウ」へ着陸したとみられると発表しました。「はやぶさ2」は2014年12月に打ち上げられていて、おおよそ4年かけて「リュウグウ」の赤道付近へ着陸したとみられます。

計画では、数秒の着陸の間に筒状の装置から約5グラムの金属製の小さな弾丸を秒速300メートルの速さで「リュウグウ」の地表面に発射する予定で、衝撃で舞い上がる岩石の破片や砂を回収することが期待されています。

岩石や砂を分析することで生命の起源に迫ることができると考えられていますが、どのくらい回収できたかは地球に戻ってくるまで確認できないということです。

地球に持ち帰るこのサンプルによって、地球の生命の起源などの根源的な疑問のいくつかに解決の糸口を見出すことが期待されています。

「はやぶさ2」は、2020年の末ごろに地球に戻る予定です。

**\*2019年3月20日の朝日新聞の記事より抜粋**

**小惑星リュウグウに太古の「水」 はやぶさ2が発見**

宇宙航空研究開発機構（JAXA）などは、地球から約3億キロ離れた小惑星「りゅうぐう」の地表から、太古の水成分を発見した。探査機「はやぶさ2」による成果で、生命に欠かせない水の起源の解明につながるという。

JAXAによると、「はやぶさ2」が「りゅうぐう」に到着した昨年6月以降、地表からの赤外線を観測したところ、酸素と水素の原子が結びついた水酸基（OH）の存在を示す波長を捉えた。「りゅうぐう」の「親」にあたる46億年前に生まれた大きな天体にあった液体の水の「名残」だ。その大部分は太陽光や内部の熱などで失われたとみられる。

「りゅうぐう」の軌道や構成する岩石の特徴から、「親」の天体は、火星と木星の間にある小惑星「ポラナ」（直径55キロ）か「オイリアリア」（直径37キロ）のどちらかと判明。14億年前か8億年前、ほかの天体と衝突して飛び散った岩石が再び集まるなど、衝突を繰り返して、現在の「りゅうぐう」の姿になったと考えられるという。「りゅう

ぐう」の試料を持ち帰って分析すれば、小惑星がかつて地球にもたらした水の経緯や量、有機物の種類が分かる可能性が大きいと多くの研究者は語っている。

#### 4. オーバーツーリズム

オーバーツーリズムとは日本語一言で表現することは難しいですが、観光地に耐えられる以上の観光客が押し寄せる状態のことを指します。まだ私達には聞きなれない言葉のようですが、ロンドンではすでに2017年にオーバーツーリズムについての対策が検討されたり、日本でもEXPO 2017でパネルディカッションの議題として議論された問題でもあります。

観光客の増大が地域の市民生活や自然環境に負の影響を及ぼし、結果として旅行者の満足度も低下させてしまうオーバーツーリズム。

世界の著名な観光地では、観光客の急増が交通機関の大混雑、交通渋滞、踏切上での写真撮影、各種のマナー違反、違法民泊などを引き起こし、住民が行政に対策を求めるといった問題が発生しています。

日本でも、「観光消費1兆円の京都市、大混雑でブランド棄損の危機に」がマスコミに取り上げられているように、京都の一部地域など観光客が増えすぎたことにより、市内のインフラへの負担、歩行者通路の渋滞悪化、大量のゴミ問題、景観の損失などの弊害が出てきているところも少なくありません。

観光客が大幅に増加すると、観光地に居住する地域に人々に負担と悪影響を与え、生活や地域環境を破壊している可能性があるため、観光客が増えたときの対処ができるような長期戦略を考えておきことが大切です。

観光庁では「観光客の増加による地域の雰囲気劣化などは、旅行者の満足度を低下させ、生活者の不満を高める。そうした状況をどう解決するか、知恵を働かせ、いろいろな手法を組み合わせ、両者の満足度を落とさないようにする。行政にとっては高度な対応が求められるが、国としても自治体を支援していく」としています。

#### 5. ドローン

ドローンとは「空を飛べるけど、人が乗って操縦しない機体」のことです。もう少し難しい言葉で言うと「無人航空機」となります。飛行機やヘリコプターは人が乗って操縦する「有人航空機」ですが、ドローンはこれとはまったく別物ということになります。人が乗って操縦するか、乗らないで操縦するか、という点がドローンの定義のポイントになるのです。

より厳密な定義としては航空法に以下の通り記載があります。

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上、人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）をいいます。

ドローンと呼ばれる機器にはさまざまな用途、大きさ、形状の航空機が含まれます。たとえば軍用のドローンは幅十数メートルの主翼をもち

つ大型機であり、偵察や爆撃に用いられています。商用のドローンは幅数十センチメートル程度の小型～中型機で、回転翼機（マルチコプター）であることが一般的です。さらに個人向けの、いわゆるラジコン飛行機に類する小型玩具もドローンと呼ばれることがあり

ます。

商用ドローンは、人が容易に立ち入れない場所を空爆する用途などで普及が進んでいるようです。また、荷物の配送システムに用いる研究などもかなりの早さで進められています。

ドローンは 2010 年代に入り一般への普及が急速に進み、法整備が後を追う結果となっているのが現状のようです。

## 採点の感想

- 時事用語の説明について、今年度の出題が新聞、テレビにおいて特に大きく取り上げられた事例（「ドローン」）、及び身近な事例（「軽減税率」、「国際観光旅客税」など）であったためか、大多数の受験者がおおむね適切な記述をしていたように見受けられました。
- 毎年のように解説の部分で記載していますが、出題されている用語の意味を知らなくても添乗業務を遂行する上で困ることは必ずしもないかもしれません。しかし、マスコミにもかなり頻繁に登場し、社会的にも話題性のある事柄については、お客様との間での会話にも出てくることもあるでしょう。プロの添乗員の一般教養としてある程度の知識は身に付けておいてほしいと思い時事用語を出題しているのです。
- 解答のポイントはあくまでポイントであって、そこに記載されている内容のみが正解であるということではありません。採点に当たっては記述内容を一つずつ検証して進めていますので上記の解答のポイントの記載内容と異なったことを記述したからといって直ちに減点の対象にはしていません。
- 日頃から新聞、テレビのニュース等に目を向けている人にとってはなんら難しい問題ではなかったのではと思っています。皆さんもご存じの通り、国内、海外を問わず最近の社会は常に激しい速さで変化しています。社会の動きや新聞紙上等での話題に敏感になる習慣を身に付けるようにして頂きたいと思います。
- 圧倒的に「ドローン」が、次に「国際観光旅客税」を選択した方が多く、各用語のイメージはおおむね理解されているように感じられました。なお、ホットなニュースでもある「小惑星りゅうぐう」を選択した方はわずか2名のみでした。
- 記述する時間が足りなかったのでしょうか、白紙解答の方が全体で、20名ほど見受けられました。
- 記述に際して全体的に、仮名書き、誤字、当て字が相変わらず多く見られました。また、文章と文章を線で結んだり、指定された文字数内で書こうとする内容をきちんとまとめて記述することができていない解答も相変わらず少なくありませんでした。自分専用のノートやメモではありません。試験の解答用紙への記入のしかたとしてはいかがなものかと思います。
- 毎年、同じような内容の感想を書かなくてはならないのは、出題者として残念でなりません。私が上記のような感想を書かないで済むように、日頃から文章を書くということにも注意を払って頂くようお願いしたいと思います。